

鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和4年6月16日（木曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後2時30分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 田村 繁已 副委員長 朝野 和隆 委 員 岩永 安子 米村 京子 西村紳一郎 平野真理子 長坂 則翁 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	議事係主任 橋本 圭司	調査係主事	福田 佳菜
出席説明員	<p>【教育委員会】</p> <p>教 育 長 尾室 高志 教育委員会事務局副教育長 岸本 吉弘 次長兼教育総務課長 横尾 賢二 教育総務課課長補佐 小清水晃子 教育総務課学校施設係長 河上 大輔 次長兼学校教育課長 安本 雅紀 学校教育課参事 浅見 康陽 学校教育課課長補佐 西尾 靖子 総合教育センター所長 安田 直人 総合教育センター所長補佐 岡田 康子 学校保健給食課長 山根ちはる 学校保健給食課課長補佐 谷村 彰彦 文化財課長 佐々木敏彦 文化財課課長補佐 佐々木孝文 生涯学習・スポーツ課長 須崎ひとみ 生涯学習・スポーツ課課長補佐 小谷 昇一 生涯学習・スポーツ課施設係長 岸本 和也 生涯学習・スポーツ課主査兼生涯学習係長 川上 哲実 中央図書館長 長本 次郎</p> <p>【経済観光部】</p> <p>経済観光部長 大野 正美 次長兼経済・雇用戦略課長 渡邊 大輔 経済・雇用戦略課課長補佐 黒田 洋太 経済・雇用戦略課市場開拓係長 岩崎 勝紀 経済・雇用戦略課雇用政策係長 保木本 淳 企業立地・支援課長 西田 茂樹 企業立地・支援課課長補佐 太田 順二 企業立地・支援課誘致・振興係長 山根 裕史 観光・ジオパーク推進課長 平井 宏和 観光・ジオパーク推進課参事 米澤 裕治 観光・ジオパーク推進課課長補佐 西垣 拓二 観光・ジオパーク推進課観光振興係長 川口 隆 経済観光部参事 前田 武志</p> <p>【農林水産部】</p> <p>農林水産部長 田中 英利 農政企画課長 山川 泰成</p>		

	農政企画課課長補佐 蔵増 達弘 林務水産課課長 山口 真二 林務水産課課長補佐 西谷 直之 農村整備課長 坂本 武夫 【農業委員会】 事務局 長 谷口 博信
傍 聴 者	2人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

【教育委員会】

◆田村繁巳委員長 ただいまより文教経済委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布のとおり、まず、教育委員会の議案説明、報告を受けた後、経済観光部、農林水産部・農業委員会と進めてまいります。なお、経済観光部の報告が1件追加になっておりますのでお知らせいたします。議案につきましては、本日は議案付託前の事前調査という位置づけで行っており、質疑は行いませんので御承知ください。ただし、聞き取りにくかった点、用語の確認は可能ですのでよろしく願いいたします。また、陳情の審査を1件行いますのでこちらもよろしく願いいたします。

【教育委員会】

◆田村繁巳委員長 教育委員会の審査に入ります。

初めに尾室教育長に御挨拶をいただき、人事異動で替わられた方で自己紹介がまだの方があればお願いします。教育長よろしく願いします。

○尾室高志教育長 皆さんおはようございます。教育長の尾室高志です。本日は文教経済委員会の開催ありがとうございます。

いよいよ梅雨に入りまして蒸し暑い時期になろうかと思いますが、御承知のとおりコロナの陽性者も少しずつではありますけども、下がってきているのではないかなというふうに思っております。小・中・義務教育学校におきましても、この6月に入りましてからは、新たな休業等行ったものはおとこの岩倉小学校1校、1日で行いました。まだまだ十分気をつけた感染対策を行いながら、また、これからは熱中症、これが大変心配でありますので両方をしっかり対策を取りながら教育活動を進めてまいりたいというふうに思っております。

本日は一般会計補正予算、教育委員会所管の補正額は約12億7,000万円余りとなっておりますのでどうぞよろしく願いします。そのほか付議案3件、報告1件ございますので、担当課より御説明申し上げますのでよろしく願いいたします。

それでは先ほど委員長からお話がありました、新たに人事異動で替わりました職員のほうから自己紹介、挨拶させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いします。

○浅見康陽学校教育課参事 本年度より学校教育課参事兼指導係長を拝命いたしました浅見康陽と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小清水晃子教育総務課課長補佐兼総務係長 おはようございます。5月1日の異動で教育総務課課長補佐を拝命いたしました小清水晃子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

◆田村繁巳委員長 以上ですかね。はい。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

議案第 89 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆田村繁巳委員長 それでは議案第 89 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いします。安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。令和 4 年度一般会計補正予算案教育委員会の所管に属する部分につきまして、お配りしております文教経済委員会資料 1 のほうで御説明させていただきます。歳入予算につきましては歳出予算を説明する中で必要に応じて触れさせていただきます。

それでは 3 ページをお開きください。1 段目、教育費、教育総務費、教育振興費、語学指導等外国青年招致事業費でございます。事業別概要は 70 ページの上段になります。補正額は 238 万 3,000 円でございます。全て一般財源となります。これは新型コロナの影響によりまして来日が遅れておりました ALT 3 名の来日が確定しまして、各中学校へ配置するための経費となります。具体的には ALT の生活用品等に関わる経費は 57 万 7,000 円、渡航等に要する国の受入れ財団でありますクリアへの負担金が 180 万 6,000 円となります。これで ALT は合計 12 名となりました。

補正でございますが、毎年度本市では 13 名の ALT を配置しておりますが、湖東中学校に配置しておりました ALT 1 名が既にこの 3 月末に退職をいたしました。現在 12 名の配置ということで 1 名不足している状況でございます。それから今後、通常 ALT の入替え時期が 7 月下旬から 8 月上旬になりますが、7 月末で退職する ALT が新たに 2 名あります。気高中学校と高草中学校になりますが、この時点で ALT は 10 名となり、3 名不足という状況になる予定でございます。

続きまして、オンライン語学指導事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございます。事業別概要は同じく 70 ページの下段になります。補正額は 401 万 9,000 円、財源の内訳としましては地方創生臨時交付金が 321 万 4,000 円、残りの 80 万 5,000 円につきましては一般財源となります。これは外国人講師によるオンライン英会話を授業で行うための経費になります。先ほど御説明させていただきましたが、3 月末で退職しました湖東中の ALT 1 名、7 月末で退職する気高、高草中学校の ALT 2 名、計 3 名の ALT の代わりに来日する ALT がいないため、先行して気高中学校で導入しておりますオンライン英会話と同様の取組を湖東中学校と高草中学校で行うものでございます。

続きまして、学校働き方改革推進事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございます。事業別概要は71ページ上段になります。補正額は217万8,000円、財源の内訳としましては地方創生臨時交付金が174万2,000円、残りの43万6,000円は一般財源となります。これは全ての市立中学校及び義務教育学校の後期課程17校になりますが、テストの自動採点システムを導入しまして教職員の定期テスト等の採点業務時間の削減、これを一層働き方改革として推進するものでございます。

以上でございます。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。同じ資料の下段、小学校費、学校管理費でございます。緊急連絡体制整備事業費（小学校）（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございます。事業別概要は69ページになります。予算額としましては79万3,000円でございます。財源内訳としましては臨時交付金が63万3,000円、残りが一般財源となっております。事業の中身としましては、現在、学校でコロナの陽性者の確認が相次いでおります。先ほど教育長さんの御挨拶がありましたけども、若干、今、落ち着いてきている状況ですが、全体の感染者数としてはまだ高い水準であります。陽性者が判明しますと時間外に保護者や関係機関へ連絡をする必要がございます。そうした場合、これまでガイダンス機能のある学校の電話のガイダンス機能を解除したりとか、校長先生の個人携帯に連絡を取ったりといったようなことがございましたが、そういったことがあることから公用携帯を配備するというにいたしました。公用携帯といいまして、スマホではなくて、いわゆるガラケータイプで通話に特化したものということで、安価に配備することができるものということでございます。台数としましては小学校が42台ということになっております。

次のページに行ってくださいまして中学校費、学校管理費、緊急連絡体制整備事業費（中学校）（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございます。補正額として28万3,000円でございます。財源内訳としまして臨時交付金が22万6,000円ということでございます。先ほど御説明しました小学校の分と内容としては同じで、台数が異なりまして15台ということになっております。

説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木です。資料4ページになります。社会教育費、文化財保護費、円通寺人形芝居伝承施設管理費でございます。事業別概要は71ページの下段で写真つきの資料を5ページに掲載しております。円通寺人形芝居伝承館は県指定の無形民俗文化財である円通寺人形芝居を保存伝承していくために、平成2年度に開館した施設でございます。今年の春先に施設内への雨漏りがありました。施設の屋根は陸屋根で防水シート仕上げですが、屋根を確認したところ防水シート全体に経年劣化による数ミリから5センチ程度の穴が多数空いていることが確認されました。現在は防水テープで穴を塞ぎ、雨漏りは止まったように見えますが、これはあくまでも応急処置でありますので、本格的な修繕が必要なことから増額補正予算をお願いするものです。補正額は165万円、財源は全て一般財源になります。以上でござ

います。

◆田村繁巳委員長 須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。同じく資料4ページの社会教育施設管理費、集会所管理費でございます。事業別概要72ページの上段でございます。補正予算額は221万円、全額一般財源でございます。これは各コミュニティ施設の施設修繕等に要する経費ということで4件でございます。

1つ目が国府町コミュニティセンターの消防消火専用の発電機が設置してあります機械室の雨漏りの修繕費でございます。こちらが55万7,931円。2つ目が同じく国府町コミュニティセンターの屋内消火栓設備の呼水槽の内側腐食について消防設備点検に基づく修繕の経費でございます。こちらのほうが54万8,900円でございます。3つ目が勝谷地区コミュニティ施設の天井つり下げ式のバスケットゴールの部品の一部が折れまして、危険な状態になっているために、こちらを撤去する経費でございます。こちらが47万3,000円でございます。4つ目が国英地区コミュニティ施設に除雪機を購入する経費でございます。こちらが62万9,200円でございます。合計が220万9,031円となります。

続きまして保健体育費、体育施設費の地区体育館管理費でございます。事業別概要が72ページ下段でございます。補正予算額は373万3,000円、全額一般財源でございます。これは老朽化しております津ノ井体育館の改修を行うための実施設計に要する費用を計上しているものでございます。6ページに資料を添付しておりますけれども、津ノ井体育館は写真にもありますように天井の断熱材の剥れやアリーナの内壁ボードに剥れが生じておりまして、また、外壁の劣化等もあり、雨漏りもあることから利用者の安全確保のため、改修を行いたいと考えているところでございます。今回は設計に係る費用を計上させていただいております。

続きまして、その下の体育施設管理費でございます。事業別概要は73ページ上段でございます。補正予算額は162万6,000円、全額一般財源でございます。体育施設管理費は2件でございます。1つ目が青谷町の農村広場内の私有地の購入に要する経費でございます。青谷町農村広場は昭和60年に旧青谷町が整備したものでございますけれども、土地の一部について相続手続の関係で購入できていなかったものがありました。このたび、相手方の相続登記が完了したことから、その土地747平米でございますけれども、そちらを購入するものでございます。金額が135万995円でございます。2つ目が鳥取市B&G海洋センターの自動火災報知設備の屋外架空ケーブルの垂れ下がりについて消防用設備点検に基づく修繕を行うものでございます。こちらが27万5,000円でございます。合計162万5,995円となります。

続きまして、市民体育館等再整備事業費でございます。事業別概要73ページ下段でございます。補正予算額は12億5,510万4,000円でございます。財源内訳は国の交付金が4億2,255万1,000円、起債が8億3,250万円、残りが一般財源でございます。資料を7ページにつけさせていただいておりますけれども、市民体育館の再整備に当たりましては平成29年6月に基本構想を作成して以降、民間活力を活用しましたPFI方式により事業を進めております。債務負担行為等の議決を経た上で令和5年6月の開業に向けて準備を進めているところでございます。事業費の支払いにつきましては、体育館完成後引渡しを受け、令和5年度から15年間かけて支

払う予定にしていたところですが、このたび国の交付金、学校施設環境改善交付金ですが、この交付決定がございまして、今年度が交付年度となることから、歳出につきましても今年度、この交付金の配分基礎額となる金額を前倒して支払う必要が生じたために、今回補正計上をするものでございます。

歳入につきましては先ほどの学校施設環境改善交付金ですが、こちらは平成31年度の当初予算の債務負担行為におきましても、国の交付金を活用させていただくということで御説明をしているものでございますけれども、今年の6月1日に交付決定があったところでございます。交付決定額が4億2,255万1,000円でございます。この国の交付金は配分基礎額の3分の1の金額と事務費が1%プラスとなって4億2,255万1,000円というふうになっております。

歳出についてですが、こちらが交付金の配分基礎額ということで12億5,510万4,000円でございます。こちらの財源内訳ですが、交付金の4億2,255万1,000円、それから起債は2つ合わせまして8億3,250万円、一般財源が5万3,000円でございます。

事業契約等につきましては、事業者へは事業の募集の際に募集要項におきまして、国の交付金を活用する予定であるという旨は周知を行っておりますし、それから支払い計画につきましては当該補正予算の議決後に事業契約の支払い計画を見直すことというふうになります。

続けて債務負担行為の御説明をさせていただきます。事業別概要85ページでございます。説明資料も8ページに添付をさせていただいておりますけれども、これは令和3年9月の議会の委員会におきましても、同じような資料で事業費の増額が必要なることを御説明させていただいております。この令和4年6月の議会において債務負担行為の追加議案を上げさせていただき、御説明をさせていただいております。

1つは勤労青少年ホームの解体時に新たに天井裏からアスベストが確認されたため、アスベストの除去費として277万2,000円の追加が必要になるということ、それから2つ目は契約時に比べまして、鉄筋、鉄骨を中心に建設資材の物価が大幅に上昇したことから事業費の増額分2,890万5,308円、2件合わせまして3,167万7,000円を追加計上させていただくものでございます。期間は令和4年度から20年度、全額一般財源でございます。追加後の債務負担行為額は59億3,963万円というふうになります。

今後の対応につきましては、この議決を受けましたら令和4年7月には事業契約の変更の仮契約を締結したいと思っております。それから9月議会におきましては変更契約の議案を上げさせていただき予定しております。また、令和5年に2月の議会におきましては債務負担行為の最終といいますか、清算ということで追加が出ましたら追加の議案を上げさせていただきます。それから令和5年の6月にはその変更契約ということで上げさせていただき計画をしております。

以上でございます。

◆田村繁巳委員長 以上ですね。はい。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。長坂委員。

◆長坂則翁委員 生涯学習・スポーツ課、ちょっと教えてください、聞き渡したもんで。体育施設管理費の関係で青谷町の農村広場の土地購入は、面積と金額を言われたけど、770平米だっ

たですかいな。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 747平米でございます。（「金額は」と呼ぶ者あり）135万995円でございます。

◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 はい。ないようでございますので、次に行かせていただきます。

議案第97号鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の廃止について（説明）

◆田村繁巳委員長 次に議案第97号鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。付議案の15ページでございます。議案第97号鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。配布資料の2の2ページを御覧ください。鳥取砂丘西側エリアの再整備に伴いまして、鳥取市サイクリングターミナルを8月末をもって廃止するため、鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。施行日は令和4年9月1日でございます。条例廃止後は観光・ジオパーク推進課に移管をしまして、観光・ジオパーク推進課において柳茶屋キャンプ場と合わせまして公募型プロポーザルの優先交渉権者へ無償貸付けし、こどもの国キャンプ場を含む西側エリア一帯の整備について、令和5年4月の開業を目指して事業者が整備等に取りかかることとなります。3ページには条例案の要綱を載せております。

以上でございます。

◆田村繁巳委員長 はい。聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないですか。はい。

議案第105号工事請負契約の変更について（説明）

◆田村繁巳委員長 それでは次に議案第105号工事請負契約の変更についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。私のほうからは議案第105号工事請負契約の変更について御説明したいと思います。これにつきましては、付議案は33ページでございます。配布資料は資料2の4ページでございます。これにつきましては令和3年6月に議決されました鳥取市立江山学園特別教室棟増築（建築工事）の変更契約でございます。資料のほうにあります事業の目的につきましては神戸小、美和小、江山中学校の3校を統合した新たな義務教育学校の特別教室棟の増築工事ということでございます。

施設概要につきましてはそこに記載のとおりでございます。契約の相手方は大和・懸樋のJ

Vということになっております。変更金額については付議案でございますように、4億9,351万5,000円が、変更後ということで4億9,788万7,122円ということになっております。結果としまして437万2,122円の増額ということでございます。工期期間等の変更はございません。

主な増額の内容を資料の5に記載しております。1点目が屋上防水立ち上がり増設ということでございます。これは屋上を防水するものの機能増加ということでございますが、簡単に言いますと、屋上というのは天井があって外壁があってということでその上に防水シートを通常は張るんですけども、ちょっと防水に関しまして、例えばこれまでも防水シートが切れたら外壁とその天井との隙間から入るといったような、ここが弱いところで、なかなか浸水箇所も分かりにくいといったようなことがございました。業者さんから御提案がございまして、この外壁の内側に1個コンクリートの立ち上がりを設けてこの上に防水シートを張るということで、外壁と天井との隙間から雨水が入りにくくするといったようなことでございます。これが直工按分でございますけど、約330万円程度ということで変更契約の主な内容を占めております。

もう1点目が地中埋設物の撤去ということで、渡り廊下増設部分の地下に受水槽の基礎が埋設されているということが分かりましたので撤去工事を行うというものでございます。

3点目が県外業者転入前のPCR検査の費用の追加ということで、学校というのは特殊な工事が結構ございまして、県外からどうしても業者を呼ばないといけないような場面がございます。建具とか、家具工事とかいったようなものがございまして、延56名のPCR検査の費用を追加しております。

説明は以上でございます。

◆**田村繁巳委員長** はい。聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第107号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆**田村繁巳委員長** それでは次に議案第107号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いします。安本次長。

○**安本雅弘次長兼学校教育課長** 学校教育課安本でございます。議案第107号専決処分事項の報告をさせていただきます。付議案書37ページからになります。教育委員会の所管に属する部分につきましては文教経済委員会の資料2で御説明させていただきます。6ページを御覧ください。

これは令和3年度放課後児童対策事業費の財源を更正したものでございます。一般財源1,000万円をその他財源に更正しております。その他財源の内容としましては企業から本事業に対して支援するということでいただきました企業版ふるさと納税となります。令和4年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。

◆**田村繁巳委員長** 聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。ございませ

んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第9号繰越明許費繰越計算書について（説明・質疑）

◆**田村繁巳委員長** ないようでございますので、続きまして報告に入ります。

報告第9号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分の御報告をお願いします。安本次長。

○**安本雅弘次長兼学校教育課長** 学校教育課安本でございます。報告第9号繰越明許費繰越計算書について御説明させていただきます。付議案書は48ページからになりますが、教育委員会の所管に属する部分につきましては文教経済委員会資料2で御説明させていただきます。7ページを御覧ください。

まず、放課後児童対策事業費（コロナ克服・新時代開拓省庁分）でございます。繰越額6,002万4,382円でございます。内容としましては消毒液、感染防止用の備品の整備などコロナ感染予防経費の支援が3,130万円、支援員等の処遇改善措置に関わる経費が2,872万4,382円、合計6,002万4,382円、これを繰り越しております。

次にオンライン語学指導事業（コロナ克服・新時代開拓省庁分）でございます。これはコロナの影響によりましてALTの配置が困難な場合でも教育の機会を保障するため、外国人講師によるオンライン英会話を実施する経費でございます。100万2,000円を全額繰り越しております。対象は気高中学校でございます。

続きまして、学校働き方改革推進事業（コロナ克服・新時代開拓省庁分）でございます。これは本年度より本格実施となっております共同学校事務室にパソコンやネットワークの環境を整備するための経費でございます。1,343万4,000円、これ全額繰り越しております。

以上でございます。

◆**田村繁巳委員長** 安田所長。

○**安田直人総合教育センター所長** 総合教育センター安田でございます。その下にあります事業名GIGAスクール構想事業（コロナ克服・新時代開拓省庁分）の御説明でございます。全額繰越してございまして、7,652万8,000円でございます。内容としましてはGIGAスクール運営支援センター、これは前年度設立準備金、それから本年度既に稼働しておりますけれども、その運営費に充てるもの。それから小・中学校・義務教育学校に、まだ校内ネットワークが未整備のところがありまして、理科室・図工室等、特別教室等にアクセスポイントを設置するもの。それから各学校に1台ずつモバイルルーター、これは体育館や校外学習等で活用を想定しているものですが、各校1台を配備、計70台の配備ということ。それから教員用のiPadの端末でございますけれども、これは不足数235台を追加配備するものでございます。

以上です。

◆**田村繁巳委員長** 横尾次長。

○**横尾賢二次長兼教育総務課長** その下の学校施設環境整備事業（コロナ克服・新時代開拓省庁分）ということでございます。こちらにつきましては令和4年度に増える予定の普通学級・特別

学級のサーキュレーター及び加湿機能付空気清浄機を設置する費用でございます。予算額 139 万 4,000 円に対しまして繰越額が 50 万 5,288 円となっております。

その下、小学校費、学校維持補修費（小学校・大規模）ということでございます。こちらにつきましては老朽化に伴いまして、明治小学校の受水槽及び加圧給水ポンプの更新に要する修繕経費でございます。繰越額は 880 万円となっております。

続きまして資料の次のページになっております。小学校大規模改造事業（令和3年度国1次補正）ということ、こちらにつきましては大正小学校の大規模改造トイレ事業に関する経費でございます。こちらは全額繰越ししまして、5,823 万 7,000 円繰越しをしておるところでございます。

次、中学校費の中学校大規模改造事業ということ、これも国の1次補正に呼応したものでございます。こちらは湖東中学校長寿命化改良及び青谷中学校の管理特別教室棟の改修、トイレでございますがそれに伴う経費でございます。全額繰越ししておりまして、5億9,174万3,000円繰越しとなっております。

以上でございます。

◆田村繁巳委員長 須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。その下の社会教育関連事業開催費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございます。こちらも 363 万円全額繰越しをしております。これは成人式等の実施に伴いますコロナ感染防止対策としての消毒液、抗原検査キット等の購入経費でございます。

以上でございます。

◆田村繁巳委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木です。その下の史跡鳥取藩主池田家墓所管理補助金でございます。これは池田家墓所内の排水路の基本設計及び水路の実設計に要する経費でございます。131 万 9,000 円を繰り越すものでございます。

続きまして、上寺地遺跡管理事業費でございます。こちらは県と共同で行っている青谷上寺地遺跡の整備に要する費用の負担金でございます。繰越額は 1,086 万 7,000 円となります。

以上でございます。

◆田村繁巳委員長 長本図書館長。

○長本次郎中央図書館長 中央図書館長本でございます。次のところの電子図書館管理運営費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございますけれども、繰越額が 391 万 7,000 円でございます。主な内容としましては電子図書館の導入費用、それから電子書籍、コンテンツの使用料、それからクラウドのサーバーの使用料等に係る費用でございます。

以上でございます。

◆田村繁巳委員長 須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。その下の社会教育施設衛生対策事業（コロナ克服・新時代開拓省庁分）でございます。こちら 217 万 5,000 円全額繰越しをさせていただいております。これは文化センター等の社会教育施設及び社会体

育施設に設置します消毒液等の購入費用でございます。

以上でございます。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課山根です。一番下になりますが、衛生管理費（コロナ克服・新時代開拓省庁分）でございます。内容としましては各校におけるコロナウイルス感染等の予防等につきまして、手指消毒のアルコールなど衛生用品を追加配備するためのものございまして、本年度62万1,065円繰り越したものでございます。

以上です。

◆田村繁巳委員長 安本次長。

○安本雅弘次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。説明の中で誤りがありましたので、2件訂正をさせていただけたらと思います。オンライン語学指導事業の説明の中で、コロナ克服・新時代開拓省庁分というふうに申し上げましたが、正しくはコロナ克服・新時代開拓臨時交付金の誤りでございます。

もう1点、同じく学校働き方改革推進事業におきましてもコロナ克服・新時代開拓省庁分というふうに申し上げましたが、正しくはコロナ克服・新時代開拓臨時交付金の誤りでございますので訂正をさせていただきます。

◆田村繁巳委員長 以上ですかね。はい。

御報告いただきました。委員の皆様から質疑、御意見などございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 ちょっと教えてください。教育総務ですけども、この学校施設環境整備事業か、ありますね。この内容として備考欄に書いてあるのは令和4年度に増える予定の学級へ、この増える予定の学級へというのは何学級のことを言ってるんですか。それと一緒に言います。これってコロナ関連ですよ。ということはコロナが終息すればもうなくなるということなのか。そうすると、学級という表現が何か学校ではなしに学級というのがちょっとよく分らないんですけども、基本的には全学校に、全学級にという考え方なのか。そこら辺りコロナの交付金でしようけれども、どういった進み方をするのか、その辺ちょっと教えてください。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 まず先に2番目のほうから御回答をさせていただきます。今後といいますか、そもそものこの配備ですけども、以前、一番最初に同じようなコロナの交付金を使いました。全学級、普通学級・特別学級に同じようにサーキュレーター2つと空気清浄機1つ配備しております。30人学級とか、特別支援学級は増加傾向ということがありまして、今回補正で上げておりますのは、追加となります30人学級で増えた普通学級、あと、増えた特別支援学級の分を今回の補正で上げさせていただいた、それを繰越したということでございます。

今後コロナが続くようであれば、当然またそういう特別支援学級等は増える傾向ですので、また増えたらその辺は考えていかないといけないのかなということ考えております。普通学級につきましては30人学級をだんだん進めているところで、年次的に学年1個ずつ上げているということがございますので、その学級が増えるようであればその分を合わせて増やしていく

ということを考えていけないのかなと思っているところでございます。

長坂議員のお問い合わせ、件数何学級かというお問い合わせあった、それをまだお答えしなかったと思います。ちょっとお待ちください。

はい、委員長。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 すみません。普通学級が9で特別支援学級が13となっております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。はい。そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、以上で教育委員会の審査を終了します。執行部の皆様は御退出ください。

【経済観光部】

◆田村繁巳委員長 経済観光部の審査に入ります。

初めに大野部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○大野正美経済観光部長 おはようございます。経済観光部でございます。

オミクロン株の感染状況につきまして、ここに来て全国的にも沈静化の動きが見え始めてきております。鳥取県におきましても東部が少し下げ止まっているような状況ではございますけれども、一時に比べますと減少傾向が見えてきたというふうに感じております。景気の回復に向けて少し光が見え始めてきたかなというふうに感じております。本市としましてもこの機を逃さずに消費マインドを向上させていくような取組を行っていく必要があるというふうに考えております。このたびの補正予算では、この消費喚起のためのプレミアムの地域振興券、この発行のほかに企業の地方移転を取り込んでいくためのオフィス移転に係る補助金、企業立地に係る補助制度の改正等について要求をさせていただいております。

また、付議案としまして砂丘西側整備に係る柳茶屋キャンプ場の廃止と、民間事業者の新たな施設整備に係る財産の無償貸付けなどを上げさせていただいております。また、のちほど報告事項の中で砂の美術館の砂像作成に係る関係者からコロナの陽性者が確認されたということに伴いまして、砂像の制作スケジュールへの影響等につきましても状況報告をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

◆田村繁巳委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆田村繁巳委員長 それでは議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いします。渡邊課長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課の渡邊でございます。本配布させて

いただきました資料1でございますが、私どもの確認漏れがございまして、一部数字の修正をお願いしたいと思います。当方の確認ミスということで大変申し訳ございません。紙をお配りさせていただいたものにつきましては、口答で今、訂正をさせていただきます。データで送らせていただいております、タブレットで見るとしましては、今朝、修正をさせていただいて差し替えをさせていただいております。

それでは訂正部分御報告をさせていただきます。ページ4ページおはぐりくださいませ。4ページ06商工費でございます。商工費の一番上の数字、補正額でございますが、数字621749とございますが、こちらが618139でございます。そしてその隣、補正後の額939063、こちらが935453でございます。そしてその隣、国庫支出金でございます。270785が267897でございます。一般財源の部分でございます一番上の列343226が342504でございます。その次の段、01商工費の段でございます。そちらも補正額616551が612941でございます。そして次、補正後の額926694が923084、そして次の国庫支出金が268581が265693でございます。最後、その列の一般財源340232が339510となります。続きましてその下の02商工業振興費でございます。こちらも補正額562516が558906、そして補正後の額が706311が702701、702701です。そして国庫支出金242310が239422でございます。そして一般財源320206が319484という数字になります。

続きまして5ページでございます。57物産振興事業費でございます。こちらの数字が間違っただのが全部に影響したというところでございますが、補正額282888、こちらが279278、補正後の額も282888が279278、国庫支出金が226310が223422、そうしまして一般財源が56578が55856でございます。その下の段も同じ修正になりますが、補正額が282888が279278、その後の補正後の額も282888が279278、国庫支出金が226310が223422、一般財源が56578が55856でございます。そちらの内容のところにも282888という数字が入っておりますが、そちらを279278ということに御修正もお願いしたいというところでございます。

最後でございます。6ページ、経済観光部合計の欄、一番下でございます。6ページの一番下の欄でございます。こちらも補正額が621749が618139、補正後の額が939063が935453でございます。そして国庫支出金が270785が267897でございます。最後に一般財源です。343226が342504ということになります。

数字1列間違えたことによってたくさんの修正をおかけさせていただいております。御迷惑を大変おかけしました。紙で提出させていただいた資料には、議員の皆さんは多分事前に予習とかされていることと思ひまして、口頭での修正とさせていただきます。大変失礼いたしました。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 それではこの資料に基づきまして、補正予算の内容を、御説明をさせていただきます。歳入につきましては歳出に併せて説明をさせていただきます。資料の1の4ページをお開きいただきたいと思います。

一番上ですけども、企業立地促進補助金、補正予算額2億5,762万8,000円、事業別概要が44ページの上段でございます。これは誘致企業及び市内企業の新增設の設備投資に対する補助

制度であります企業立地促進補助金におきまして、当初予算では6月までに交付見込みの10件分のみ計上しておりましたので、7月以降の交付見込み分14件、2億5,762万8,000円を増額計上させていただくものでございます。

このたびの補正に併せまして補助制度の改正をさせていただきたいと思っております。これにつきましては資料2の3ページを御覧いただきたいと思っております。企業立地促進補助金における補助要件等の改正についてでございます。本制度におきましては、社会経済情勢や労働市場の変化等に対応するため、これまでもその都度、制度の見直しを行ってきております。そのような中、このたび補助制度の一部改正を行いたいと思っております。内容としましては、新たに補助対象経費に追加させていただく項目が2つ、それから投資額要件の変更が1つ、業種の追加とそれに関連しての補助要件の変更が1つでございます。

まず、1つ目の補助対象経費の追加でございます。社宅等に係る設備費用についてでございます。企業の人材不足が続いている中、企業の人材確保を支援するために県外からのU I Jターンや市外の本社や支社、グループ内企業からの出向、派遣等により市内に従業員等を居住させるために、社宅や福利厚生施設等を整備する際の新築費用や既存施設の改修費用を対象経費に追加をいたします。ただし、社宅等のみの整備事業につきましては対象外とさせていただきます。補助率につきましては10%、これは既存制度と同率でございます。補助上限額につきましては、この社宅等の整備に関する部分につきましては補助上限額2,000万円とさせていただきます。

次にソフトウェア導入に係る費用でございます。生産活動等におけるデジタル化による効率的な事業展開を支援し、市内企業のDX化を推進することを目的に、ソフトウェア等の導入費用、補助事業に必要なサーバー等の利用料を補助対象経費に追加をいたします。ただし、ソフトウェア等の導入のみの事業、それから汎用ソフト導入のみの場合は対象外とさせていただきます。汎用ソフトというのは例えば簡易な経理ソフト、そういったものを想定しておるところでございます。補助率につきましては、これも既存制度と同率の10%とさせていただきたいと考えております。

なお、この2点の対象経費の追加につきましては、県の同様の補助制度でございます産業成長応援補助金におきまして、社宅等の整備につきましては平成30年度から、また、ソフトウェア等の導入につきましては令和3年度から既に補助対象とされておりまして、県に合わせる形で今回補助対象に加えたいというものでございます。

次に、2番の新規誘致企業（中小企業）に係る投資額要件の緩和についてでございます。これにつきましては参考として下に表をつけております。現行制度におきましては、一番左の補助対象業種の欄でございますけれども、製造業、道路貨物運送業、倉庫業等におきましては、市外からの新規誘致と市内に既に立地している企業、それから大企業と中小企業によって雇用要件と投資額要件がこのように分かれております。このたび中小企業の新規誘致に係る投資額要件を1億円以上から3,000万円以上に緩和をいたします。理由としましてはBCP等の観点から企業規模を問わず、生産拠点等の地方分散化が進んでおりまして、この大規模な設備投資を伴わない進出を検討されている企業も出てきているところでございます。そういった企業に対

しましてこの支援制度は活用できるように、要件を緩和させていただこうとするものでございます。これも同じように、県の補助制度でございます産業成長応援補助金におきましては、県におきまして新規誘致と県内企業、それから大企業・中小企業問わず、投資額要件につきましては一律で3,000万円以上となっておりますところでございます。県と市で連携して誘致活動を行っていく上で市の補助制度は対象とならない案件が出てきた場合に、補助率を見たときに他の自治体に比べて競争力を失うということにもなることから、要件を緩和して県と同じにさせていただこうとするものでございます。

次に、資料の4ページを御覧いただきたいと思います。3番目としまして、補助対象事業にデータセンターを追加させていただきたいと思います。目的としましては、経済のデジタル化が進む中、データの蓄積や処理を行うためのデータセンター、以下DCと省略をさせていただきますけれども、の重要性が高まってきておるところでございます。さらに災害リスク低減の観点からDCの地方分散に向けた議論が政府主導で進んでいるということから、このたび対象事業に追加をし、地方分散の流れをこの本市に呼び込みたいというものでございます。対象事業及び雇用要件につきましては3つの区分を想定しておるところでございます。その説明の前に、その次の下ですけれども、投資額要件につきましては10億円以上ということで、ただし、ウの場合は5億円以上としたいと思います。それから補助率につきましては既存の制度と同率の投資額の10%、それで上限額につきましても2億円と。それで対象経費につきましては、それぞれの区分におきましてですけれども、共通して用地や建物、償却資産等の取得費用、この部分を補助対象とさせていただくものでございます。

対象事業及び雇用要件に戻りますけれども、まず1つ目、アとしまして、DC事業の用途に供する施設等を建設し、DC事業者に対して賃貸する事業でございます。例えばゼネコン等がデータセンターを建設しまして、箱ですね、を建設して、それをDC事業を行う事業者に対して貸すという場合に、その建物、それから土地の取得費用、ここを補助対象とするものです。この場合の雇用要件につきましてはなしということにさせていただきます。

それからイのDC事業者の用途に供する施設等を自らが所有して行うDC事業ということで、これにつきましては、土地建物等を整備して自らが所有してDC事業をその中で行うという場合でございます。この場合の雇用要件につきましては、常用雇用の3名以上の増加を要件としたいと思います。

それからウのDC事業の用途に供する施設等を賃借して行うDC事業ということで、既に建てられておりますデータセンター、それを賃借して、その中にサーバー等を入れまして、そこでDC事業を行うという場合の、そのサーバー等の償却資産の取得に対する部分を補助対象にしたいというものでございます。これにつきましては、雇用要件を常用雇用の2名以上の増というふうにさせていただきたいと思います。この事業につきましては大企業、中小企業、また新規の誘致企業、市内企業の別を問わないとしたいと思います。

先ほどのアの事業につきましては、データセンターの建設だけでは補助対象にはしないということで、1社以上その中にDC事業者が入居することを条件としたいと思います。イとウにつきましては補助制度の利用は1事業者1回限りといたします。施設や償却資産の更新のみの

事業は対象外というふうにさせていただきたいと思います。

それから4番です。本市及び土地開発公社の未利用地における補助額算定特例の変更ということで、目的としましては未活用となっております市及び土地開発公社の所有地、ただし、山手工業団地、布袋工業団地は除きますけども、これらを以下皆、未利用地というふうにさせていただきたいと思いますが、この未利用地の利活用を図るとともに、外部資本の流入を促進するために補助対象要件の緩和をしたいというところでございます。

対象用地としましては津ノ井ニュータウン用地、これにつきましては鳥取市の土地開発公社が所有しているものでございますけども、具体的には、この右の地図の中で未利用地の部分を2つ、約2万4,000平米、それから1万平米のこの2つの区画、それと実際未利用というわけではないですけども、賃貸をしているというのがこのJPツーウェイコンタクト、ここが今、入っとられますけど、ここは公社が今、賃貸をしている土地でございます。ここが津ノ井ニュータウン用地でございます。今の特例の制度としましては、この未利用地を5,000平米以上取得して、かつ常用雇用者を20名以上純増させる場合、その場合にこの未利用地の取得に係る経費、その50%で、補助の増減なしで補助をしております。それに併せまして、その未利用地以外の土地も含めまして、投下固定資産額に対しまして10%補助しています。この部分につきましては上限2億円というところでございます。ただし、三津工業用地と新津ノ井工業用地におきましては50%の部分が75%というふうに補助率を上げている、これが現行の制度でございます。それで、この制度を変更後というところで変更したいと思います。

DC事業以外の対象業種でこの未利用地を5,000平米以上取得し、かつ常用雇用者を20名以上純増させる場合、またはデータセンター事業ですね。ただ、施設等を賃借して行う事業は除きたいと思いますが、このデータセンター事業で当該用地を5,000平米以上取得する場合、この場合は雇用要件はなしとしたいと思いますけども、その場合に未利用地の取得企業の75%、これも増減額なしで補助したいと思います。それとこれは、変更はないですけども、併せてその未利用地以外の土地、ほかは投下固定資産額に対しては10%、上限2億円ということにしたいというものでございます。企業立地促進補助金につきましては以上でございます。

また、資料の1の4ページに戻っていただきまして2つ目です。オフィス移転・新設支援事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）、補正予算額2,000万円、事業別概要44ページの下段でございます。これにつきましては財源をコロナ克服・新時代開拓臨時交付金ということで、80%の1,600万を充当しているものでございます。この事業の内容につきましても資料2の5ページで御説明をいたしたいと思います。

まず、この事業の目的、事業費についてですけども、新型コロナウイルス感染拡大のために企業が外出自粛、出勤制限等による働き方の急激な変化を余儀なくされ、在宅勤務の導入、オフィスの移転縮小、地方分散等の検討は進められているという中に、この流れを受けまして、サテライトオフィス環境としての鳥取の優位性をアピールするために、オフィス移転・新設の検討及び移転・新設等に要する経費を支援するというものでございます。これにつきましては令和2年度から継続をして行っている事業でございます。

事業の内容としましてはオフィスを本市内に移転、本社機能の一部移転も含まれますけども、

または新設する事業者が本社またはサテライトオフィスを構築するために要する経費ということで、対象の経費としましてはテナントの改修経費、設備等の購入・移転経費、それから今回追加をさせていただく部分でございますけれども、地域資源を活用した地域活性化に資する事業費とさせていただきます。補助率につきましては2分の1、移転要件としまして5人以上の移転としておりますけれども、この移転の中には市内外での新規の雇用も含めての5人と、このようにさせていただきます。補助上限額につきましては1,000万円とさせていただきます。補助対象経費の見直しというところでございますけれども、鳥取市に進出する企業が移転後に定着することと、それから地域活性化を図るために、進出企業と地元企業等が連携して行う地域資源を活用した地域活性化に資する事業に対しまして、新たに補助事業の対象にしたいというふうに考えております。例としまして下の4つほど上げさせていただいておりますけれども、例えば地元高校と連携したプログラミング教室やIT教室の開催の事業、それから地元の食品資源、例えばジビエ等でございますけれども、こういったものを活用した新商品開発、特産品づくりの事業等、こういったものを、想定をしているところであります。

4番のその他のところでございますけれども、これは今回の補正予算に含まれない部分ではございますけれども、これに合わせる形で鳥取ワーク視察・トライアル経費ということで、まず、移転をする前にお試しで鳥取に来て体験をしていただくという場合に、その移動・滞在に要する経費を支援する制度でございますけれども、これにつきましては令和3年度からの繰越事業でございますワークプレイス拠点整備事業費において予算を持っておるところでございます。それで、この事業につきましては補助率2分の1、上限の1人当たり5万円かつ1社当たり50万円ということで、今回の補正の分と合わせましてこのセットとしまして、オフィス移転の新設の支援事業として実施したいというふうに考えておるものでございます。

◆田村繁巳委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 続きまして予算書40、41ページ、事業別概要の43ページ上段、26番中心市街地活性化推進事業費のうち、中心市街地活性化推進事業補助金でございます。200万円の補正予算をお願いするものでございます。これは中心市街地活性化基本計画に基づく事業におきまして、鳥取市商業振興事業費補助金を交付して、中心市街地のにぎわいの創出、商業振興を図るというものでございます。具体的な事業でございますが、本通商店街振興組合が本通ビル、それと周辺を合わせました再開発等を想定して、計画の策定、そういったものを行っていきたいという方向性を検討しておられます。そういったときに専門家でありますとかの意見を聞いたりするというようなことで、要する経費を補助するものでございます。補助率は3分の2ということで上限200万円ということでございますので、上限いっぱい補助ということになります。

続きまして、ページをおはぐりくださいませ。5ページでございます。こちらの予算書ページは40、41ページ、事業別概要は43ページの下段でございます。57番、物産振興事業費、地元事業者緊急応援事業費2億7,927万8,000円のお願いをするものでございます。本日お配りさせていただいております資料2の7ページ、そちらも御確認くださいませ。

鳥取市地域振興チケットの発行についての事業でございます。これは昨年末から年始にかけ

まして発行させていただいておりました地域振興チケット、これを改めて発行して消費者の消費意欲を喚起するという事で市内の飲食店や小売店、そういったものの売上げの向上に寄与したいというふうに考えておるものでございます。

発行部数につきましては紙のチケットを10万セット、電子チケット、こちらも考えておりました3万セットということでございます。1セットには飲食券が2,500円分、それから小売のサービス券が2,500円分と合計5,000円のチケットになります。このうち30%、1,500円分が割引となり3,500円で御購入をいただくものでございます。

使用期間につきましては、発行から2か月間ということで考えております。短期間で一定の消費を促していくという考えでございます。

販売方法につきましては、前回と同様、紙チケットは特設会場、それからスーパー等での販売ということになりますし、電子チケットにつきましてはスマートフォンのアプリを活用させていただきまして、抽選販売という形を考えております。議決をいただきましたらできるだけ速やかな事業に着手したいということで考えておりました、夏休みでありますとか、お盆の消費に一役買いたいというふうに考えておるところでございます。発行総額6億5,000万ということで、市内の消費の喚起、消費マインドをアップさせていきたいということでございます。

以上でございます。

◆田村繁巳委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。そうしましたら委員会資料1の5ページのほうに、またお戻りいただけたらと思います。観光のほうですけど、まず、観光施設整備事業費でございます。事業別概要が45ページの上段、補正額が165万円となります。こちらは経年劣化により腐食等が著しい雨滝の遊歩道の木製の防護柵を修繕するものでございます。この防護柵、雨滝や管滝、とよ滝などへ向います中国自然歩道につながるものでございまして、観光シーズンを向え早期に修繕を行いたいということで、既決予算で対応を行うこととしているようなところで、7月の末ごろの完成を目指しているところでございます。

続きまして、その下の砂の美術館管理運営費でございます。事業別概要は45ページの下段になります。補正額が2,515万7,000円となります。こちらは主に2点の要求項目となります。

1点目が、昨年10月から今年3月までの新型コロナの影響によります収入の減少に伴います人件費などの維持管理費の不足分といたしまして1,360万4,000円を要求するものでございます。内訳でございますけども、入館料や売店の売上げなど、収入総額1億1,128万3,000円と支出のほうですけども、人件費3,753万5,000円をはじめ、委託料4,834万5,000円、光熱水費582万円など支出の総額が1億2,488万7,000円、こちらとの差額によるものでございます。

2点目でございますけども、資料2の9ページを合わせて御覧いただけたらと思います。こちら指定管理の更新に伴う案件でございますけども、現在の指定管理者との今の指定管理の契約期間、こちらが来年の1月14日までとなります。現在、準備中の14期展示が令和6年1月3日までとなりまして、開期中に指定管理の更新を行うこととなります。現在の管理者が14期展示の企画、それから砂像製作などの準備を進めておるわけでございますけども、今後この14

期展示によって得られる利用料金の収入を全く新しい指定管理者が得るということは適切ではないということから、このたび来年の令和5年1月から令和6年1月までの1年間を現指定管理者に指名指定するというにしまして、これに伴って本年度の来年1月15日から3月末までの今年度分の指定管理料として1,155万3,000円を要求させていただくものでございます。この期間中ですが、メンテナンスのため1月10日から2月28日までの休館日を設ける予定としております。

この今回のこの分の補正額の内訳でございますけれども、施設の維持管理費に要します人件費1,675万円、売店の仕入れ511万円、光熱水費180万円など支出の総額が3,153万3,000円、それから入館料や売店売上げなどの収入総額が1,998万円、こちらとの差額になります。なお、補正額のうちの1,088万3,000円は新型コロナの臨時交付金を充当するというにしております。

続きましては、また戻って申し訳ございませんが、資料1の5ページにお戻りいただけたらと思います。流しびなの館管理事業費でございます。事業別概要書46ページの上段、補正額9万7,000円でございます。こちらは今年2月の大雪により、流しびなの館1階屋根の雨樋が破損したことによる修繕ということになります。全額、建物等損害共済金を充当させていただくこととしております。

その下、続きましてたんぼり荘、山王谷キャンプ場管理運営費、事業別概要が46ページの下段、補正額が134万1,000円となります。同じく今年2月の大雪により破損しましたたんぼり荘の玄関のガラス、それから山王谷キャンプ場管理棟、それから避難棟、トイレ棟という3棟あるんですけども、その棟瓦などが破損しているということで修繕を行うものでございます。こちら全額建物等損害共済金を充当しております。それぞれの修繕の内訳は事業別概要に記載のとおりでございます。

続きまして、6ページのほうお願いいたします。道の駅管理運営費でございます。事業別概要書47ページの上段、補正額は1,507万8,000円となります。こちらは新型コロナの影響により利用料金の収入等が減少しました道の駅の3施設、こちらの昨年10月から今年3月の維持管理費の不足分を支援するものでございます。補正額のうち、1,206万2,000円については臨時交付金を充当しております。内訳でございますけれども、道の駅かわはら、こちらが売上金などの収入総額4,122万5,000円、それから人件費2,841万3,000円など支出の総額が4,286万7,000円ということでその差額の164万2,000円ということになります。続きまして道の駅白兔でございます。こちらが売上金など収入の総額が2,449万1,000円、それから支出のほうの人件費1,716万2,000円、そちらをはじめとしまして総額が3,052万4,000円ということで、そちらとの差額603万3,000円となります。最後は道の駅気楽里ですが、こちらが売上金などの収入総額といたしまして5,186万6,000円、支出のほう人件費の3,436万8,000円をはじめとしまして、総額が5,926万9,000円ということでそちらの差額740万3,000円ということが内訳となります。

続きましてその下、広域観光開拓推進事業費でございます。事業別概要が47ページの下段、補正額33万円となります。こちらの事業は山陰海岸ジオパークエリアを管轄します3つのDM

〇が連携をいたしまして、首都圏や関西圏をターゲットとした周遊ルートなどの造成・販売、ウェブサイト等の制作を行って行くものでございます。麒麟のまちの1市3町、これは鳥取市ほか岩美、新温泉、香美町とありますけども、こちらと豊岡市、京丹後市それからジオパークの推進協議会が協力する新たな試みでございます。こちらは総事業費が760万円と、このうち2分の1を国の補助金で採択を受けて賄うこととしておりまして、残りはエリアを構成する自治体3市3町、それから山陰海岸ジオパーク推進協議会それぞれが各33万円を負担し、残りについてはDMOの負担という事業で行うものでございます。

続きまして、その下の鳥取砂丘西側整備事業費になります。事業別概要が48ページの上段、補正額が1,038万2,000円となります。本年4月、県市の西側の3施設を一体的に活用し、キャンプ、グランピングを中心とした民間サービスを提供するためのプロポーザルを実施いたしまして、優先交渉権者として県内外の事業者7社で構成の鳥取砂丘ムーンパークを決定したところです。令和5年の春の開業に向けて、各種整備を県や市、事業者が連携して行うこととしておりますけども、ここに記載の補正額につきましては、サイクリングターミナルの自転車格納庫、それからサイクルポート、使っていない浄化槽、こちらの解体撤去として354万2,000円。それから柳茶屋キャンプ場の受付小屋の解体撤去、さらに柳茶屋キャンプ場にあります公衆トイレ、こちらの便器の洋式化、自動手洗い器、入口ドアの設置、窓の取替え、屋根の張替えといったものでございますけども、総額が684万円となります。財源といたしましては国の観光庁の補助金を332万6,000円、それから鳥取砂丘上質化の事業債ということで630万円を充当させていただいております。

その下ですね、続きまして観光施設運営事業費特別会計への繰出しということで、事業別概要書48ページ下段、補正額519万8,000円となります。こちらは気高町遊漁センターの漏水の修繕と併せまして、指定管理者の更新に伴って、不要の備品等が発生しておりましてその収集処分に要する経費、さらには新型コロナウイルスの影響により、利用料金収入が減少しております山紫苑の昨年10月から今年3月までの必要経費の不足分を支援するため、観光施設運営事業費特別会計への繰出しをするものでございます。補正額のうち、220万4,000円は新型コロナ臨時交付金を充当しております。

私からの説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 はい、御説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第91号令和4年度鳥取市温泉事業費特別会計補正予算（説明）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に議案第91号令和4年度鳥取市温泉事業費特別会計補正予算を議題とします。

執行部より説明をお願いします。平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。続きまして委員会資料1の7を御覧いただけたらと思います。温泉事業費の特別会計でございます。まず、維持管

理費ですけども、こちら事業別概要書 89 ページの下段ということでございます。補正額は 1,832 万 2,000 円ということになります。

こちらですけども、まず、鹿野温泉の湯花源泉のポンプの不具合の発生に伴う修繕費といたしまして 256 万 8,000 円、それから昨年度、令和 3 年度に実施をしました鹿野・浜村両温泉の温泉施設調査及び台帳作成業務、こちらに基づきまして源泉や配湯所、配湯管、こういった温泉施設各施設の現在の健全度、それから今後の施設改修、こういったものを踏まえまして適正な収入水準に基づく温泉使用料のシミュレーションなどをまとめた経営プラン、それから施設整備基本計画、こちらを作成する経費といたしまして 1,575 万 4,000 円を計上させていただくものでございます。財源は全額温泉使用料を充当しております。

その下の温泉事業積立金でございますけども、維持管理費の増加に伴ってこの基金積立金を 1,832 万 2,000 円減額するというものでございます。

説明は以上でございます。

◆**田村繁己委員長** はい、御説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 92 号令和 4 年鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算（説明）

◆**田村繁己委員長** ないようでございますので、次に議案第 92 号令和 4 年鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算を議題とします。

執行部より説明をお願いします。平井課長。

○**平井宏和観光・ジオパーク推進課長** 観光・ジオパーク推進課平井です。そうしますと委員会資料 1 の 8 ページ、それから事業別概要書は 90 ページのほうを御覧いただけたらと思います。

はじめに歳入でございますけども、先ほどありました一般会計からの繰入金としまして補正額 519 万 8,000 円ということでございます。

続きまして下の歳出のほうです。まず、観光施設管理費でございます。こちらは補正額が 244 万 2,000 円ということでございますが、こちら 2 項目ございまして、1 点目が遊漁センターの 1 階厨房の回りと屋外のシャワー室に行く配管に漏水が発生しておりまして、その修繕費として 89 万 8,000 円を計上するものでございます。こちらは業務にちょっと支障があるということで、修繕については既決の予算で対応しておりまして、5 月中旬頃に対応を済ませているところでございます。

続きまして、もう 1 点の 2 項目めが、今年度から指定管理者の更新によりまして、新たな指定管理者に業務が移行しておりますけども、その更新に伴いまして業務用の冷蔵庫とか、陳列台、テーブル、灯油といった不要な備品等が発生しておりまして、その収集・運搬・処分に要する経費といたしまして 154 万 4,000 円を計上させていただくものでございます。

続きまして、その下の温泉施設管理費でございます。補正額が 275 万 6,000 円でございます。こちらは新型コロナウイルスの影響により、収入の減少した国民宿舎山紫苑の昨年 10 月から今年 3 月の必要経費の不足分、こちらを支援させていただくものでございます。補正額といたし

ましては利用料金など収入の総額が1億869万1,000円、それから支出が人件費の5,169万円をはじめまして、光熱水費、委託料などその総額が1億1,144万7,000円ということで、それらの差額として275万6,000円を要求させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

◆田村繁己委員長 はい、御説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第98号鳥取市キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆田村繁己委員長 挙手ないようでございますので、次に議案第98号鳥取市キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。米澤参事。

○米澤裕治観光・ジオパーク推進課参事 観光・ジオパーク推進課米澤が説明いたします。委員会資料2の11ページを御覧ください。議案第98号鳥取市キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。

この条例は鳥取市のキャンプ場ということで、この柳茶屋キャンプ場と佐治町にあります山王谷キャンプ場、2つのキャンプ場について記載のある条例となっております。今回このキャンプ場を廃止し、普通財産として周辺のサイクリングターミナル及びこどもの国キャンプ場と合わせ、公募型プロポーザルの優先交渉権者に無償貸付けするため、この柳茶屋キャンプ場のほうを削るといった一部改正を行わせていただきたいと思いますのでございます。

1番目、柳茶屋キャンプ場の概要について説明いたします。設置目的、市民の健康増進及び野外レクリエーションの振興に資することを目的としております。所在地は鳥取市浜坂1157番地115の砂丘西側エリアのこどもの国の近くにあるキャンプ場となります。開設年は昭和53年4月1日です。規模は現在利用している範囲となりますが、約9,790平米、設備としましては広場型という約50張相当ですね、テントを張れるような広場とトイレ、炊事棟、バーベキュー棟等がございます。料金は無料となっております。この地域は国立公園区域として自然公園法第2種特別地域及び鳥取砂丘集団施設地区第9整備計画区といった地域に含まれております。

現在の管理体制ですが、管理人は常駐せず、施設内の清掃や駐車場整理をシルバー人材センターに委託し、定期的、夏場は週に1日1人程度、冬場は週に1日0.5人程度ですが、ゴールデンウィークなどの繁忙期は1日5人程度で管理を行っております。

歳入歳出の状況ですが、直近の令和3年度の歳入としましては13万1,000円、これはキャンプ場内に設置しております自動販売機の行政財産使用料や電気使用料となります。歳出のほうですが263万6,000円で、内容としましてはキャンプ場から発生します廃棄物ですね、ごみの収集運搬や清掃、受付、駐車場管理業務等となっております。経過につきましては記載のとおりでございます。

2番目、月別の利用状況について、直近の5年間の利用状況をまとめております。平成29年度の利用合計が8,156、直近令和3年度は1万2,682ということで、コロナ禍で一昨年度は1

度5月に施設閉鎖等した関係があつて若干、減つてはおりますが、今このコロナ禍ということで大変アウトドアブームにも押されて利用が盛んとなっております。

3、令和3年度の利用状況の内訳でございます。この令和3年度、人数としましては1万2,682人ですが、これが家族単位とかグループ単位の件数別で見ますと、全部で3,361件の利用がありました。まず、市内の利用者につきましては、全部で1,896件あります。この内訳としましては、デイキャンプが1,275件、これは主にバーベキューとか、宿泊をしないで日帰りで利用されるといった形態のものです。そしてキャンプ、これは宿泊を伴うものが591件、その他不明が30件等となっております。その下、県内・県外ですね、利用ですが、県内の利用は248件、県外の利用は1,214件ということですが、この市外利用者、県内と県外の83%がキャンプ利用ということで宿泊利用をされておるといった状況となっております。こういった状況で現在利用されておるといふようなこととなります。

4、廃止後の活用方針ですが、この後、議案第103号財産の無償貸付けのほうで説明をさせてもらいたいと思いますが、普通財産として他の西側施設とともに、民間事業者へ無償貸付けし、鳥取砂丘の観光振興に活用するといったことを検討しておるところでございます。

私からの説明は以上です。

◆田村繁巳委員長 御説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第102号負担付き寄附の受納について（説明）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に議案第102号負担付き寄附の受納についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済雇用戦略課渡邊でございます。議案第102号負担付き寄附の受納についてということでございます。付議案では25ページから27ページということになります。それから本日お配りしております資料の2、13ページ併せて御確認をいただきながらと思っております。よろしくお願いたします。

これは鳥取市の公設地方卸売市場、こちらを現在地で再整備するということに当たりまして、事業地域の範囲内にあります施設を一体的に整備するため、協同組合鳥取総合食品卸売市場、これ市場組合と申しておりますが、市場組合の所有地19筆、合計2,617.98平米、それから建物2棟、附帯施設、そういったものの寄附申出を受けまして受納するというものでございます。その議決をお願いしたいということでございます。寄附者につきましては、先ほど申しましたが、協同組合鳥取総合食品卸売市場、理事長の徳田三明氏でございます。

資料2の図面、御確認いただければと思いますが、そちらの赤い色で色付けをさせていただいておる部分、こちらがこのたびの不動産の位置ということになっておりますので御確認ください。

寄附におきましては、令和元年11月20日にその市場組合からこの市場の現地建て替え、そ

れから早期整備に関する要望というものをいただきました。その中で、対象地の市へ寄附ということをすることで一体整備というものを併せて申し出られたというところでございます。

負担付きの寄附というところでございますが、本市が受納後、万が一この公設卸売市場の整備を中止する、整備することができなかつたというようなことになりましたら、この寄附というものを解除するということができるものでございます。

御説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第103号財産の無償貸付けについて（説明）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に議案第103号財産の無償貸付けについてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。米澤参事。

○米澤裕治観光・ジオパーク推進課参事 そうしましたら資料15ページを御覧ください。議案第103号財産の無償貸付けについて説明をいたします。本市及び鳥取県が鳥取砂丘西側エリアに所有する3施設、これはサイクリングターミナル、柳茶屋キャンプ場、こどもの国キャンプ場になりますが、これを一体的に活用して行うキャンプやグランピングを中心とした民間事業について公募型プロポーザルの優先交渉権者に当該施設を無償貸付けする地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づく議決を得るため、事業の概要を御報告いたします。

まず1番、優先交渉権者でございます。これは株式会社鳥取砂丘ムーンパークという会社でございます。所在は鳥取市千代水2丁目88番地となります。これはプロポーザルのときに、県内、県外の事業者7社で構成されるグループで応募があつて、それが優先交渉権者となったんですが、このうち、代表事業者であります有限会社アドセンターパルが設立した株式会社となります。一部構成事業者等も含まれております。構成事業者の内訳については記載のとおりでございます。

2、提案の内容等でございますが、提案のコンセプト、これは鳥取砂丘ムーンパークということで砂丘時間、そら、宇宙ですね、と砂丘の間にあるここにしかない砂丘時間というものを提供したい、砂丘の魅力に最先端のテクノロジーで新たな価値を加え、悠久の時を越え、未来へつなぐ、砂丘時間というものを提供したいといった内容となっております。

その下です。各エリアの提案内容について説明いたします。現況としましてサイクリングターミナルは現在利用者がコロナの影響がなかった令和元年度は3,962人ですが、昨年度は816人。これをリニューアル後ということでイメージですが、ムーンパークターミナルといった施設に改装しまして宿泊棟やコミュニケーションエリアというものを設けたり、スペースモバイルユニットという、これは南極観測基地等で今、実績のある移動するタイプの宿泊施設を設置するというようなこと、これは宿泊施設であつたり、また、JAXAショップとしての活用を検討されているということでございます。そしてリニューアル後につきましては利用者見込み

を年間5,500人と見込まれております。

続きまして、柳茶屋キャンプ場です。利用者につきましてはコロナの影響がなかった令和元年度は9,253人で、昨年度は1万2,682人です。この柳茶屋キャンプ場をリニューアル後はムーンフォレストグランピングエリアといった形で改装しまして、これは宇宙を感じさせるドームテント、レインドロップといったグランピング施設を10基設置する予定となっております。そして改装後は利用者見込みとしまして年間5,000人程度の利用が見込まれております。

続きまして、こどもの国キャンプ場になります。こちらは県の施設になります。現在利用者ということでコロナの影響がなかった令和元年度は2,834人ですが、昨年度は1,165人の利用となっております。こちらの施設につきましてはリニューアル後にトレーラービレッジという大型のキャンピングカーとか、そういったオートキャンプの施設を25サイト設けたり、フリーキャンプサイトとあって、引き続きテントを張るようなタイプのサイトを25サイト設けたり、サウナ、バレルサウナといった施設が設けられることとなっております。そしてリニューアル後は利用者見込みとして年間1万8,000人程度が見込まれております。

その下に記載をしておりますが、コロナ前の令和元年度の合計が1万6,049人ですので、それと比較しましてリニューアル後は約1.8倍、2万8,500人への増加が見込まれております。コロナ禍、現在の令和3年度の利用者の合計が1万4,663人ですので、それとの比較になりますと約1.9倍の増加が見込まれております。

次のページ、16ページを御覧ください。貸付けの物件の概要となります。まず、土地はこの航空写真の上に赤く実線を引いている範囲となります。土地の登記簿上の筆が①番の柳茶屋1157番地114ですね、地目は山林となっております。地積は1万1,050平米。あと、②の部分です。これが現在の柳茶屋キャンプ場やサイクリングターミナルが立地するところになりますが、所在地は柳茶屋1157番地115の一部となります。この航空写真の上に③で点線の部分がありますが、この点線の部分ですね、②と③は実際は1つの筆となっております。同一の地番となっておりますが、この③番の点線の部分は今回貸付け対象外となっております。②の実線の部分を貸付け対象とさせていただくこととなっております。その下(2)の建物になります。所在はいずれも1157番地115になります。まず、管理宿泊棟、これは現在のサイクリングターミナルになります。そしてその隣トイレですね、これは柳茶屋キャンプ場内にあります。そして、その隣が炊事棟、薪置き場があり、そして一番右側がバーベキュー棟、こういった既存の建物についても貸付けの対象とさせていただきたいと考えております。

4番、現在の利用者の今後の利用に対する配慮ということで、現在3施設の利用者は青少年であったり、子供、市民等利用されておりますが、今後の利用にも配慮した施設になるよう、事業者から次のとおり提案を受けています。(1)ムーンパークターミナル、これは現在のサイクリングターミナルですが、市内の学校行事、教育活動においては本市との協議により、現行の料金を維持するよう検討中。ただし、一部をコワーキングスペース、これはワーケーション等交流スペースのことでございます。このコワーキングスペースに変更するため宿泊定員は60人の予定ということで、現在の80人から20人減となる予定となっております。

(2)ムーンフォレストグランピングエリア、これは現在の柳茶屋キャンプ場ですが、市民

利用のルールを市が策定することで、グランピング施設を設置しないエリアですね、主にパーベキューハウス付近となりますが、を時間指定、10時から15時の日中です。それで、市民が無料でできるエリアとする予定としております。

（3）フリーキャンプサイト、これは現在のこどもの国キャンプ場となりますが、こどもの国キャンプ場内にフリーキャンプサイト、これは有料となりますが、を整備し、現在の柳茶屋キャンプ場、これは無料のフリーサイトキャンプとなっておりますが、の利用者を誘導していく予定となっております。

5、納付金に関する提案でございます。土地建物とも無償貸付けですが、利益に見合う納付金を次のとおり県市へ納付する提案を事業者から受けています。初年度から6年度までは事業利益、これは経常利益ベースとなりますが1.5%で、提案金額としましては毎年度240万円程度となっております。7年度以降は事業利益の3%、約480万円程度が見込まれております。この納付金につきましては、毎年度県市で2分の1ずつ収納する予定としております。

6、今後のスケジュールですが、今議会で本議案が可決をいただけましたら、7月中旬に基本協定ということで、鳥取県と鳥取市、事業者の3者で基本協定のほう締結させていただきたいと考えております。そして9月1日に施設の引渡しをし、以後は事業者や行政が、またそれぞれ必要な整備を実施し、令和5年4月1日の施設開業を目指してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第9号繰越明許費繰越計算書について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、続きまして報告に入ります。

報告第9号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する分の報告をお願いします。西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。それでは資料2の18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。まず、令和3年度鳥取市の一般会計の繰越明許費繰越計算書でございます。この事業が多くありますけども、事業名に（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）とあります事業につきましては、全て1月臨時補正予算で計上させていただいた事業でございます。全額繰越しをさせていただいておりますので、これにつきましては説明を省略させていただきます。それ以外の事業につきまして御説明をいたします。

一番上のワークプレイス拠点整備事業でございます。翌年度繰越額9,942万500円でございます。これは民間事業者が砂丘エリアにワークプレイスを整備する事業に対する補助事業におきまして、事業採択した株式会社s k y e rによるサンドボックス鳥取の整備が年度内に補助事業が完了しなかったことによる整備費補助金9,000万円と、それに付随して実施予定でございました首都圏企業誘致のためのプロモーション活動への補助金及びPR動画作成、ワーケー

シヨンプログラム作成の委託費、これを合わせて942万500円、合わせて9,942万500円、これを繰越しをさせていただいたものでございます。

◆田村繁巳委員長 米澤参事。

○米澤裕治観光・ジオパーク推進課参事 観光・ジオパーク推進課米澤です。私からは、砂丘管理事業費と鳥取砂丘西側整備事業費の繰越しについて説明をさせていただきます。同じく資料の18ページ、19ページで下から6番目が砂丘管理事業費になります。こちらにつきましては918万円を翌年度繰越しとさせていただいております。これは老朽化が目立つ鳥取砂丘の駐車場の木製防護柵の更新を行うというもので、令和4年2月に補正をさせていただいております。これにつきましては適正な工期を確保するといった理由で繰越しをさせていただき、現在工事のほうは順調に進んでおり、7月末に完了予定となっております。

続きまして、鳥取砂丘西側整備事業費です。こちらにつきましては事業費が995万9,000円となっております。こちらにつきましては砂丘西側3施設をつなぐ管理道を整備するため、測量設計業務を行うというようなことで、こちらにつきましては令和3年12月の補正ということで、こちらでも適正な工期を確保するというで繰越しをさせていただいております。現在こちらでも工事の設計・測量が順調に進んでおりまして、8月末完了を見込んでおるところでございます。

説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御説明いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

市場再整備事業公募開始と今後のスケジュールについて（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、続きまして市場再整備事業公募開始と今後のスケジュールについての御報告をお願いします。渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。そうしましたら報告でございます。本日お配りさせていただいております資料23ページお開きくださいませ。市場再整備事業公募開始と今後のスケジュールについてというところでございます。鳥取市公設地方卸売市場の再整備に当たりまして、定期的にこの本委員会において御報告をさせていただいておりますが、このたびも本年度事業におきましてDB方式、デザインビルド方式によりますプロポーザルというものを公募させていただいておりますので、経過を報告させていただくものでございます。

公募におきましては、現在地での建て替えによるローリング工事で市場の参画事業者の営業を毀損しないということに配慮したものとすること、それから活用しております国の交付金、それから都市計画、そういったものの手続など各種制約がございますので、そういったものに精通した事業経験者でありますとか、人材配置というものを求めています。それから同時に地元企業の積極的な活用、審査基準におきましては加点項目がそういったものに多いということ、それから代表企業を鳥取市内の企業に指定するという事など、地域に密着した卸売市場

の再整備、そういったものに配慮が可能な応募者というものを求めているところでございます。

それで、その次に下の表でございます。3月10日以降、主に代表的なもの、経過というものでございますので御確認いただきたいと思っております。3月17日から3月31日までというところでございますが、令和3年度に実施しておりました各種調査、そういったものの結果の公表をさせていただきました。騒音でございますとか、CBR試験、舗装構成、地盤調査等、そういったものの結果をホームページのほうで公表させていただいております。それから4月5日には要求水準書案というものを公表させていただいております、各質問等の受付をさせていただきました。4月6日には国の交付金ということで、県から令和4年度の強い農業づくり総合支援交付金、こちらの内示が出たということをお願いしたところでございます。4月21日は公募、募集をさせていただきました。5月20日には参加表明の締切りということでございます。現在その参加表明をいただいた事業者の皆様は、プロポーザルの資料を作っておられると、そんな状況でございます。

今後のスケジュールでございますが、6月の下旬ということを書いてあります国の交付金の交付決定、そういったものがいただけると予定しております。本日、実は来る前に電話がございまして、6月15日付で国から県のほうに交付決定が来たと、16日付で受けたということでございます。県のほうは今、鳥取市に交付決定を出す稟議をしておる最中ということでございますので、近日中に交付決定下りてくるものというふうに考えております。7月22日はプロポーザルされる事業者から価格提案書、それから事業提案書の提出を受けます。8月3日には事業者からプレゼンテーションということをお願いしまして、審査員から審査をさせていただくということになりまして、8月26日仮契約を締結させていただきまして、9月に議会のほうで本契約の議案としてさせていただきたいと思っております。そのときには、先ほどの負担付きの寄附の関係でございまして、条例の改正も一部させていただくことを考えております。そのようなことをさせていただきまして、令和8年2月、令和7年度中ということになります。全面的に、新しくなった市場というものを活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

簡単ではございますが、御説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 市場については長年、業者との話合いであったりということで、一番ネックになっていたのは交付金決定で、ひょっとしたら交付金は出ないじゃないかというようなこともあったわけですが、最終的には市長等々上京したりして関係省庁、それから地元選出の国会議員等々に頼んで、最終的にもう滑り込みセーフだったというふうに、そういった印象でありますけれども。それで、先ほど15日付で交付決定で、決定通知が来たということですが、この交付金というのはいわゆる交付の金額的というのか、その事業の中の何パーセントなのか、その辺りはちょっとその交付金の内容について説明いただけませんか。

◆田村繁巳委員長 岩崎係長。

○岩崎勝紀経済・雇用戦略課主査兼市場開拓係長 経済・雇用戦略課岩崎です。交付金の金額及

びその内容についてという御質問です。交付金に関しましては、単年度交付になっておりまして、令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度、単年度交付のものです。ただし、令和4年度の段階で全体計画を提出して全体計画の承認を受けるものということになります。ざっとした金額ですけれども、全体としては9億6,000万程度の交付金となっております。ただし、令和4年度に関しましては566万程度ですけれども、それは交付金の対象経費が基本設計以後のいわゆる実施設計から交付金の対象になりますので、実施設計にかかれる部分に関しましては令和4年度は少ないこととなりますので、令和4年度としては566万程度ということになります。

また、併せて御質問のあった対象事業費に関しましてですけれども、今回の公募に関しましてはローリング工事ですので解体、いわゆる現施設の解体等も含まれて公募にかけておりますけれども、交付金上は解体の事業費等は対象になりませんし、基本設計ももちろん対象になりません。

あわせて、交付金の目的である流通合理化、そもそもの卸売市場の機能に関する部分ですので、卸関係の事業者さんが活用される施設と機械に関して3分の1をマックスとして算定されております。

以上となります。

◆田村繁巳委員長 よろしいですね。上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。いずれにしても総事業費が、これは幾らだったかいな。全体の事業費が幾らだったですかいな。

◆田村繁巳委員長 大野部長。

○大野正美経済観光部長 約36億でございます。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。だから、36億の中で約9億が交付金で賄えるというふうに理解したらよろしいですね。はい。

◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 その交付金の名称というのは何でしょうか。

◆田村繁巳委員長 渡邊次長。

○渡邊次長兼経済・雇用戦略課長 市場の流通というところでございまして、強い農業づくり総合支援交付金というものでございます。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 この県から、でも、その前に国交付金関連ということで県からそういう通知があったということで、中身は先ほど言われたものということなんですね。分かりました。はい。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。ほかにございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 議案102号ですが、付議案の寄附者は理事長市場幹雄さんになっているんですが、今日もらった資料では徳田三明さん。これ、どちらが正しいですか。

◆田村繁巳委員長 渡邊次長。

○渡邊次長兼経済・雇用戦略課長 大変失礼しました。実はこの付議案を作成した後、5月の末

に理事会が開かれまして、この市場組合の理事長が交代されました。現在、市場組合の理事長は徳田三明氏に代わりましたので、実はこの付議案、シール貼りで対応させていただいたと思っておりますが、できていなかったのでしょうか。大変申し訳ございません。徳田三明氏が正しいというところでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

第58回鳥取しゃんしゃん祭について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、続きまして第58回鳥取しゃんしゃん祭についての御報告をお願いします。平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。そうしますと委員会資料2の最後の25ページをお願いいたします。第58回鳥取しゃんしゃん祭についてでございます。

初めに開催概要からでございますが、今年は8月13日の土曜日、鳥取市民会館を会場にステージ上での傘踊り、すずっこ踊りを披露します前夜祭をまず開催をさせていただきます。現在、総勢10連、165名が参加する予定です。翌8月14日の日曜日なんですけれども、こちらは一斉傘踊りの日になりますが、今年はやはりまだ中心市街地の開催が、なかなかこのコロナの情勢で困難ということでございまして、昨年と同じヤマタスポーツパーク陸上競技場で開催をいたしまして、セレモニー、一斉傘踊り、すずっこ踊り、それからにぎわいブースといったような出店も予定をしているところでございます。

参加連ですけれども、傘踊りが50連1,297名、すずっこ踊りが4連120名ということで、昨年からはいずれも増加した形となっております。

その他のところにちょっと記載をしておりますけれども、今年の開催は前夜祭、一斉傘踊りとも有観客で開催予定しております。こちらは7月1日から観覧者の事前受付を行っていくこととしておりますけれども、観覧席数につきましては8月13日の前夜祭が423席、8月14日一斉傘踊りが3,000席と計画をしております。こちらの数字は、席数については感染防止に配慮しながらこの各施設の全体の客席数、そちらの5割以下というような形で設定するようなことをしゃんしゃん祭振興会で決定し、数字を確定させたものでございます。

続きまして2番、新型コロナウイルス感染対策でございます。こちら昨年の大会と引き続きまして、踊り子連、関係者のマスクの着用、演舞時は外してかけ声を禁止する。それから検温や体調管理シートによる体調管理、踊り子同士、連と連の間に間隔を取り距離を確保した形でのお祭りを行っていく予定としております。また、7月31日以降、全県または東部地区に鳥取県版の新型コロナ警報の特別警報が発令された場合は、この前夜祭、一斉傘踊り等も開催を中止するという規定を設けております。

続きまして3番、鳥取市・姫路市姉妹都市提携50周年の記念セレモニーということでございます。今年が姫路市との姉妹都市提携50周年ということでございまして、8月14日に姫路市長や姫路お城の女王をお迎えしまして記念のセレモニーを行いますほか、姫路市の特産品販売

や観光PRを行う交流ブースなどを設けていく予定としております。

以下、ポロシャツやポスター等の製作も進め、これから近日中にポロシャツ等は販売を開始するようにしております。

今後のスケジュールとしては7月19日に大傘の設置、22日に成功祈願祭を行い、8月の祭りを迎える予定としております。

なお、ここの資料に記載はございませんが、例年8月15日に開催の市民納涼花火大会、こちらにつきましては新型コロナウイルスの感染防止対策の有効な対策がなかなか難しいということでございまして、先般開催されました鳥取しゃんしゃん祭振興会の総会の中で中止を決定いたしております。

説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御説明いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。米村委員。

◆米村京子委員 確認なんですけど、すみません、米村です。花火大会はないということで理解しておいたらいいですね。残念なもんですから、ないということで。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。はい。そのほかはございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

砂の美術館第14期展示の砂像制作スケジュール等について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、続きまして砂の美術館第14期展示の砂像制作スケジュール等についての御報告をお願いします。平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。そうしましたら、本日、当日の配布とさせていただきます資料をお手元にお願ひできたらと思ひます。第14期展示の砂像制作のスケジュール等についてということでございします。14期展示の砂で世界旅行エジプト編ですけども、今年7月から令和6年1月3日までの18か月の期間で会期を予定しているところでございますが、このたび、関係者の新型コロナウイルス感染症の発生を受けまして、砂像制作スケジュール等の変更を進めているところでございます。下にちょっと表をつけておりますのでそちらを見ていただきたいんですけども、砂像の制作につきましては、一部砂像彫刻家の滞在期間の延長や、6月から国の水際対策が緩和されましたことを受けまして、新たに砂像彫刻家の招聘などを行って制作を進める予定としておりまして、期間を当初は6月20日ということにしておりましたけど、これを7月中旬まで確保いたしまして、その後の照明の設置や水の演出、展示室内の歩道の整備などを一部砂像制作と並行して進めることで期間を確保しまして、7月の開館ということで変更前と変わらず、7月の開館を目指していきたいというふうを考えております。

開催日については作品の完成のめどが立ち次第、やはり改めてお知らせをさせていただく形になろうかと思っております。このたびの作品ですけども、全21作品を予定しております。このうち、5作品については、先ほど説明をさせていただきました新たに招聘いたします砂像彫刻家や現在滞在中の彫刻家の協力をいただきながら完成を目指すこととしております。

下に、このたびの関係者の新型コロナウイルス感染の状況について経過を説明しております。こちら記載のとおり、6月10日に関係者1名の陽性が判明し、その後14日までに全体で9名の関係者の陽性を確認しております。さらに県が昨日クラスター認定をしているところでございます。こちらのクラスター認定は6名ということでございますけれども、その1名は、まだクラスターとの関連の調査をしているという段階のようでございます。

現在、美術館は閉館をしております。そして来館者等の接触もないということでございますのでPCR検査などによって陰性が確認された関係者の中で、一部でも制作を進めていくこととしております。砂像彫刻家は厳しい水際対策の中、このたび日程を確保いただきながら砂像の制作のために、砂の美術館のために御来日をいただきました。何とか関係者と連携を図りながら地域経済の再生に向けた形で、7月下旬の開館を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 今、報告をいただきました。クラスター関連の話が出たんですけれども、昨日、テレビ等々でこのクラスター発生についての報道がありました。その中で、クラスター発生が催し事、いわゆる催事のということで、それでクラスターが発生したと。具体的な砂の美術館関連ということは明言してないんですけれども、そのことだというふうに感じたんですけども、非常に何となく違和感を感じたんですわ。クラスターの発生、いわゆるクラスターの定義というのは、何をもちょうこのクラスターというのか、まず、ちょっとそれを教えてください。

◆田村繁巳委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。我々も県の条例を御説明の材料にさせていただきたいと思っております。この中で、クラスターについてですけども、不特定又は多数の方が立ち入り、とどまる施設、または催し物においてコロナ患者が複数発生した場合における患者の集団のことでございまして、その人数が5人以上であると。それで、認定の方は、目的としては感染拡大の防止を目的にしているというふうに位置づけられているというふうに理解しております。以上です。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 5名以上という人数はあれなんだけれども、先ほどの説明の中で、催し事であったりそういった範疇に、今、砂の美術館は閉館の中で作業をしているわけですし、そういったクラスター範疇に、このたびのものが当てはまるかどうかということについての見解がありましたらちょっと教えてください。

◆田村繁巳委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。上杉議員が今おっしゃられましたように、我々の受け止めとして、砂の美術館という恐らく施設ではなく、催し物として今回の砂像制作に係る一連の動きをクラスターという認定をしているんだろうと思うんですけども、このたび、我々、受け止めとしてやはり関係者の感染は議員さんが今おっしゃっ

たように、閉館中の制作環境の中で、一連の活動の中で起こったものだというふうに受け止めておまして、催し物として、我々からするといろんなイベントとか、お祭りで多くの人が集まるというような環境とはちょっと異なる場面かなと。不特定多数ではなくて、特定が可能な範囲のものだというふうに今回の我々の制作環境で起こったものというのは理解をしていますので、実は、当初は県の担当の方からもクラスター認定にはならないだろうというような話も伺っていたので、ちょっと正直なところ戸惑っているというところが我々の正直なところでございます。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 実際に、陽性者が出ているということは、これは現実としてももちろん受け止めるんだけど、このクラスター認定っていうのは、県がこれを決めるわけなんですわね、県が。その場合に、例えば鳥取市に対してこういう事例があるんだけど、これをクラスター認定にしようと思うと、そういった相談というか、言ってみれば事前の協議というのはあったのかな。

◆田村繁巳委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。美術館を所管しています経済観光部に直接という話ではなかったですけども、今回のコロナのこういう感染に関しては保健所が窓口になっております。そちらにはあらかじめ、今おっしゃったような事前に案件としての相談はあったというふうに伺っております。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 うがった見方かもしれんけれども、去年の第1号がいわゆる砂の美術館関係というようなことで、いわゆる砂像の彫刻家等々ではないか、あるいはその海外から持ち込まれたものではないかということかなりマスコミが叩いたわね。そういう形ではなかったんだけど、このクラスター認定については、先ほどおっしゃるように、県がクラスター認定をすることだけでも、私が聞いている限りではね、例えば東部の県立高等学校の部活、これも約20名ぐらいなクラスターが発生はしたんだけど、県はこれをそれこそ公表してないんだわ。そういうこともあるんでね、今の話からすると本当でこのことがクラスター認定の範疇にあるのかなということになると、私もいささかこの辺りは非常に疑問なところもあるんです。

ですから、事前にそういった事例が出た場合にはしっかり県と協議していただいて、これは市としてはこれクラスターじゃないと、それだけのことをやっているんだというようなことをやっぱり県に対してはしっかりと意見を言わないけんというふうに思っております。私の意見でとどめておきますけども、そういう昨日のテレビなんか見たときに、これが何でクラスターだというふうに思ったもんだから、今日あえて質問いたしました。以上です。

◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 私はクラスターかどうかというところあるんですけど、非常に残念な感じがして、残念であるということと。それから、大体こういう流れにこれからなっていくのかなっていうのは時期的な問題なんですけどね、5月の連休の間、砂の美術館の開園がなくて、砂丘にはたくさんのお客さんがいらっしゃって、砂の美術館には入っていただいて見ていただ

くことができないという、こういう流れはこれからも、クールの中で続いていくのかなっていうのが、どういうふうにかえたらいいのかな、残念だなということなんですけど、そこら辺はどういうふうにかえていらっしゃるんですか。

◆田村繁巳委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。今、岩永議員がおっしゃられましたように、基本的にやはり砂丘の地元の事業者さんをはじめまして、この地域からもやはりこの夏休み、人が多く訪れる夏休みに向けての開館を求めておられる声というのはたくさん伺っております。それで、やはりこういう地域の今、疲弊している経済の状況も考えますと、先ほどの説明のほうでもちょっと申し上げました、今、指定管理者含め、関係者は7月の開館を何とかとにかく目指して、そこからこれから経済の活性化に寄与していくような形でまずは向かっていこうというつもりで、今のところは皆さん、そっちの方向で向かっているんですけど、先ほど残念だというお話があったと思いますけども、こちらとしても砂の美術館のこのたび彫刻家それからそれを支える関係者、サポートスタッフ、様々な当然感染対策をしながら行ってきたという部分でのこういった事例でもなっております。ですので、こういったこれからの対応につきましては、そういった対策も当然取りながら、まずは地域の経済のための開館というものを早期に目指していけるような体制を整えていきたいというふうな思いしております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 夏休みはね、本当にきちんとたくさん見ていただけるようにしっかり対策を取っていただいてお願いしたいと思います。関係者の方の感染ということですけど、そういうことが開館してから起こって、また閉館しないといけないというようなことに絶対ならないように、しっかり対策をお願いしたいと思います。

◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、以上で経済観光部の審査を終了します。執行部の皆さんは御退席ください。

委員の皆さん、しばらく休憩させていただきたいと思います。再開時刻は1時20分とします。

午後0時18分 休憩

午後1時18分 再開

【農林水産部・農業委員会】

◆田村繁巳委員長 それでは文教経済委員会を再開します。

初めに田中部長に御挨拶をいただき、人事異動で代わられた方で自己紹介がまだの方があればお願いします。

○田中英利農林水産部長 農林水産部長の田中でございます。よろしくお願いたします。

先日、気象台は6月14日に梅雨入りしたと見られると発表しました。去年は7月7日から梅

雨前線の活発な活動によりまして市内全域が大雨に見舞われ、農地や農業用施設の崩壊など多くの被害が発生いたしました。近年、このような豪雨災害が激甚化、頻発化してきており、これから台風シーズンと重なりますので特に注意が必要というふうに考えております。農林水産部としましてはこの災害を防止する対策として、農林業者や関係団体などへ気象に対する情報を随時提供する体制づくりや、排水機場の運転状況やため池の水位を把握することでの確かな指示ができるよう準備を万全にしておきたいというふうに考えております。

そうしましたら本日の議案説明ですが、議案第89号は令和4年度一般会計の補正予算、また議案第105号は鳥取クレー射撃場で射撃教習を実施するに当たり、この受講料を定めるための条例の一部を改正するものでございます。そして、議案第107号は令和3年度の一般会計補正予算を専決処分したことの報告及び承認を求めるものでございます。さらに報告第9号は令和3年度の一般会計予算の繰越報告でございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◆**田村繁巳委員長** 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いします。

議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆**田村繁巳委員長** それでは議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する分を議題とします。

執行部より説明をお願いします。坂本課長。

○**坂本武夫次長兼農村整備課長** 異動になった者の自己紹介をということでしたので、すみません。この場をちょっとお借りして、失礼させていただきます。この5月の人事異動で農林水産部次長を拝命いたしました坂本でございます。農村整備課長を兼務ということで引き続きお世話になります。よろしくお願いいたします。

◆**田村繁巳委員長** もう1人、はい。

○**西谷直之林務水産課課長補佐** 西谷です。鳥取市立病院患者サポートセンターより4月の異動で林務水産課に異動してまいりました。よろしくお願いいたします。

◆**田村繁巳委員長** それでは説明をお願いします。山川課長。

○**山川泰成農政企画課長** 農政企画課の山川でございます。それでは農政企画課が所管します補正予算につきまして御説明を差し上げます。補正予算書につきましては37ページでございます。お配りしております資料1では7ページ、事業別概要は49ページからというふうになります。事業別概要を中心に御説明を申し上げます。

まず、農産物加工センター管理運営費ということで276万2,000円をお願いしております。こちらにつきましては所管しております加工センターのうち、東郷の農産物加工施設の冷凍冷蔵庫の取替え、それから国府町転作促進集会研修施設の七草の家というのがございますが、そちらのボイラー設備の取替えということで老朽化によります取替え修繕をお願いするものでございます。

続きまして、同じく事業別概要49ページ下ですが、共同利用施設整備事業費230万8,000円

をお願いしております。こちらにつきましては国府町糸谷にあります農機具保管庫がござい
ますが、老朽化によりまして全く利用できていない未活用の施設、未利用の施設でござい
ますが、老朽化等で破損、損壊等がございまして、近隣の住民家屋等の安全確保の観点から、このたび
解体撤去を行うとするものでございます。撤去ということで120万、付帯施設の撤去とい
うことで110万8,000円をお願いしております。

続きまして、事業別概要50ページ、事務費ということで損害賠償請求事件の訴訟に係る弁
護士費用493万2,000円をお願いしております。こちらにつきましては令和2年7月28日に執行
しました切立池しゅんせつ工事の入札に当たりまして、鳥取市を被告とする損害賠償請求の訴
えが令和2年10月8日に提起されております。現在、弁論準備等を行っているところでござ
いですが、そちらの訴訟に伴います弁護士の費用をこのたび計上させていただいておりま
す。この493万2,000円でございますが、弁護士との契約に基づく金額ということになるわけ
ですが、基準となりますのは損害賠償請求額をベースに試算をしております、493万2,000
円をお願いしているところでございます。こちらの経費につきましては令和2年の12月補正でも一旦計
上させていただいておりました。訴訟が長期化しているということでそのときには不執行とい
うことにさせていただいておりますが、また、このたび改めて計上させていただいているとい
うものでございます。

続きまして、同じく事業別概要50ページ、みんなでやらいや農業支援事業費252万5,000
円をお願いしております。こちらにつきましては意欲ある農業者等がプランを作成しまして、そ
れに位置づけられた事業に対してハード、ソフト等について支援をするということで、主に認
定農業者さんが対象とする事業でございます。補助率としてはハード2分の1、ソフト3分の
2ということで県市の協調での補助事業ということでございます。こちらにつきましては賀露で
農業法人を営んでいらっしゃる方、農業法人が白ネギ、サツマイモ等していらっしゃる方
でございますが、このネギの収穫機、管理機等の導入ということで、補助率2分の1で252万5,000
円をお願いするものでございます。

続きまして、事業別概要51ページの上段でございます。中山間地農業応援事業費とい
うことで500万円をお願いしております。こちらにつきましては御案内のとおり、昨今の米価下落で
非常に米農家さん、大きな影響を受けていらっしゃるということで、さらには特にいろんな経
費等の上昇等もあって米作り、非常に苦慮しているという状況が続いております。とりわけ中
山間地域といいますか、主に山際といいますか、条件の不利な山間地域での営農は非常に反収
も少なく、これからの本当に営農の継続が危ぶまれている、そういう状況かなというふう
に考えているところでございます。そういった厳しい状況でございますが、何とかそういった山間
地での条件不利な農業をもう少し頑張ってみようと思っただきたいということもございま
して、そういった条件の厳しいところで行っていらっしゃる方々への機械導入の支援とか、新
たに環境に配慮した農業などの取組を行います生産者の方に、新たに支援を行おうとい
うものでございます。こちらにつきましては対象を認定農業者、もしくは今後認定農業者に登録され
るといふか、担い手としてやる気を持っていらっしゃる方を対象に支援をしていくとい
うことでございますが、補助率は3分の1で上限は150万ということで、特に補助対象経費につ
きま

しては具体的に決めているものではないですが、主に機械でありますとか、生産資材等の購入費用について御支援申し上げようということでございます。こちらにつきましては、コロナの臨時交付金と農業振興基金を繰り入れまして財源とさせていただいております。

続きまして51ページ下段、農産物販路拡大支援事業でございます。こちらにつきましては資料2の3ページも少し御紹介をさせていただいております。先ほど申し上げました米価下落等もございしますが、米の消費が非常に低迷をしているというような状況で、過剰在庫等もあるということで、何とか米の消費拡大をやっていききたいなというふうに我々としても考えているところでございます。そういったことで地域商社に委託をするんですけども、地域商社と連携をして米粉を活用した新商品の開発でありますとか、新米フェアの開催に出展を試みたりですとか、また、通常の米の流通拡大についてしっかりと地域商社と連携して、何とか米の消費の拡大に取り組んでいききたいなというふうに考えているというところでございます。

もう1つは、麒麟のまち賑わい創出事業ということで100万円をお願いしております。こちらはコロナの関係で中之島にあります麒麟のまちマルシェ等従来やっておったところなんですけども、少し収束の傾向も見えてまいったということで、改めてこの中之島を中心としたマルシェ等で鳥取市の農産物の販路拡大をしていきたいということで100万円をお願いしております。

続きまして事業別概要52ページ、次世代農業推進事業費でございます。次世代農業推進事業ということで、従来からスマート農業の普及ということでいろいろと施策をさせていただいているところでございますが、令和元年から3年にわたっては、梨、イチゴのスマート化についての実証事業を実施したりというようなこともございました。そういった取組の成果を何とか横展開といいますか、ほかの生産者に波及させていきたいなというようなこと、それからドローン等、大分ドローンを購入していらっしゃるような生産者が増えてはまいりましたが、そういった先進的農業の取組というのはまだまだかなということで、ドローン等の一層の普及・促進、それからアフターコロナを見据えて農産物の信頼性の向上とか付加価値化を目指してJGAPの取得ですね、こういったことについて支援をしようということで、このたび733万円の予算をお願いしているところでございます。

梨実証データの公開用のウェブサイトの運用委託ということで33万円、ドローン等のスマート農業機器・デバイス等の導入委託で100万円、こちらの先進的農業普及事業につきましては、鳥取市農業公社にドローン等を貸与して、ドローン等の操作免許も取っていただいて、農業公社からいろんな生産者の方々にPRをしていただくというようなことで考えているところでございます。JGAPの普及業務につきましては100万円、次世代農業推進事業、スマート農業の機器等の導入支援ということで500万円ということでございます。ウェブサイトの運用委託は市内のウェブ関連会社をお願いする予定にしておりますし、JGAPの普及業務につきましては地域商社を活用していきたいと思っておりますのでございます。

続きまして事業別概要52ページ、もうかる6次化・農商工連携支援事業でございます。6次化等につきましては議会の御質問等でもいただいておりますが、なかなか進まないという状況でございますが、何とか所得の向上とか、新しい農業の取組というようなこともありますので、

引き続き支援をしてみたいと考えているところでございます。このたび488万8,000円の予算をお願いしているものでございますが、先ほども御紹介差し上げましたが、賀露で白ネギ、サツマイモ等の生産をされていらっしゃる農業法人の方、同一の方ですけれども、そちらの干し芋加工用倉庫をこちらの事業で御支援させていただくということで考えております。事業費としては977万6,000円の補助率2分の1、県市協調で支援をさせていただいております。488万8,000円お願いするものでございます。

続きまして事業別概要53ページ、園芸産地活力増進事業費ということで116万4,000円をお願いしております。園芸品目、さらなる生産振興、産地の強化ということで取組もさせていただいておりますが、このたび中山間地特産物育成タイプ、県市の協調の支援ということで、鹿野で行われておりますショウガの生産の収穫機の導入、それから古郡家での白ネギの皮むき機等につきまして支援をさせていただこうと考えているところでございます。

続きまして53ページ下段、高度物流システム構築支援事業費1,940万円をお願いしております。こちらにつきましては資料2の4ページでも少し御紹介をさせていただいております。コロナ禍で非常に消費が低迷する中で、また、アフターコロナ、食に対する思考も変わってきて、変わりつつあるなということで、今後はさらにより安全で高品質な農産物をスピーディーに調達したいというような小売店や飲食店も増えていくんだろうということで、そういった利便性の高い食品流通とか供給体制を何とか鳥取市でも構築したいということで、このたび事業をお願いしております。簡単に申し上げますと、安心安全な食材を小ロットでもスピーディーに届けて販路をどんどん広げていきたいというような仕組みでございまして、こういった仕組みを最新のデジタル技術を活用してシステム化をさせていただきまして、卸、飲食店、スーパー等、それから生産者等のいろんな情報を一元管理させていただきながら、また、併せて冷凍輸送の仕組みをそこに取り入れることで、より流通の強化につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

こちらにつきましては地域商社ととりに対して10分の10の補助をするという形での予算組みをさせていただいております。流通拡大支援事業におけるシステム構築支援ということで、こちらにつきましては1,200万円を予定しております。それから、併せてコールドチェーン強化のための保冷施設の整備ということで、2トンの保冷車になりますが、こちらについて740万円を支援するというところでしております。こういった取組によりましてより多くの生産者、農産物を広範囲で販路の拡大を、さらに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして54ページでございます。企業等農業参入促進支援事業費補助金でございます。159万4,000円をお願いしております。こちらにつきましては新たに農業に参入した企業が行う機械、施設等の設備に対して助成をきてまいっているわけですが、平成28年に参入されまして気高町飯里で有機大豆を6ヘクタールほど作とられた株式会社みなかさんが、代表者さん等の健康状態のこともあったりしたようですけれども、事業継続が困難ということで事業廃止をされました。導入された補助事業につきましての機器について返還が生じまして、残存価格相当額を返還いただくということでございます。こちらにつきましては159万4,000円

ということですが、こちらの補助事業につきましては、鳥取市の会計は通りますが、単県の事業ということで、市はこちらのほうに協調の支援をしておりませんので、返していただいたお金につきまして全額県に返還するというようなスキームでの事業というふうになります。

最後になりますが、減容化施設の管理運営費ということで98万6,000円をお願いしております。鳥獣の減容化処理施設、今年度から旧国府町クリーンセンター内に整備させていただきまして、順調に稼働させていただいているところですが、協力していただいた地元集落にいろいろとお話をさせていただく中で、協力体制を構築するのに住民の福祉の向上に対する取組ということで、連携して行いたいというようなことで要望等もいただきました。具体的には岡益自治会が所有していらっしゃいます小型の消防ポンプの格納庫とごみステーションの新設ということで、条件整備ではございませんが、こういった地元地域からの要望につきまして補助金として支援をさせていただこうというものでございます。消防の格納庫とか、ごみステーション、それぞれ約30万ずつぐらいの予算規模でございまして、その他基礎工事的な感じでございまして、合計としまして98万6,000円をお願いしているというものでございます。

農政企画課からは以上でございます。

◆田村繁巳委員長 山口課長。

○山口真二林務水産課長 林務水産課山口でございます。それでは林務水産課の所管に関わります事業について説明をさせていただきます。資料1でいきますと9ページ、事業別概要でいきますと55ページの上段になります。説明は事業別概要でさせていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

最初は安蔵森林公園施設管理費でございます。340万円の修繕費をお願いするものでございます。安蔵森林公園の体験交流施設、みやま荘という名前なんですけれども、こちらの玄関及び西側の壁面の土台及びバンガロー外壁の腐食及び大雪によりまして玄関屋根の柱とか、屋根の沈下が確認されたということで、利用者の安全確保のために修繕を行いたいと考えております。玄関は根太が腐食いたしまして、雪の重みでその根太が潰れまして、柱ごと屋根が沈下したというものでございます。また、西側側面のほうですけれども、こちらはウッドデッキが以前からございまして、こちらが腐食をしていたと。そのところに連なっております根太、その部分と一緒に腐ってしまいまして、ウッドデッキは外したんですけれども、根太のほう側を直さなきゃいけないということで、こちらのほうの修繕も行いたいと思っております。バンガローにつきましては外壁で、ふだんから木陰となっているところでもございまして、こちらに腐食が見つかりまして、この外壁の補修を行わせていただきたいと思っております。

2つ目でございますが、林道維持管理事業費でございます。林道鳥取中央線ほか8路線に、復旧するための委託費950万円をお願いするものでございます。融雪後の林道点検時に、林道路面への倒木及び土砂崩壊等によりまして通行が困難となっている林道が確認されました。早期に復旧を行いまして、通行の確保を行いたいと考えております。鳥取中央線では倒木等が13か所、用瀬の下野赤波線では倒木が約110本、竈山線におきましては倒木が約300本というふうにかかなりの量の倒木等がございましたので、こちらを撤去したいと考えております。

1 ページはぐっていただきまして、事業別概要 56 ページ上段になります。林道改良事業費でございます。林道高路岩坪線の改良工事の高路地内でございます。ここにつきましては継続して拡幅事業を行っているところでございますが、本年度は河川横断のためのボックスカルバートを設置したいということで、2,500 万円の事業費の補正をお願いするものでございます。

その下、造林事業費でございます。事業別概要 56 ページの下段でございます。補助金として 106 万 8,000 円をお願いするものでございます。植林をいたしました森林を、森林というか若い樹木ですね、若い樹木を守るのに鹿の防護柵を設置しております。こちらにつきましては日常の点検とか、修繕が必要になります。そこで猟友会やメーカー等と協力して効果的に維持管理ができないかということを検討いたしますシカ対策省力化モデル事業、こちらを支援するというものでございます。鹿柵 1 キロメートル当たりの支援単価が 1 万 5,000 円、県が 1 万円、市が 5,000 円を支援するものでございます。本年度は 35.5 キロメートル余りを 2 回点検、維持修繕することとしております。

続きまして 1 ページはぐっていただきまして 57 ページ上段でございます。県営林道整備事業費でございます。負担金 187 万 5,000 円をお願いするものでございます。県営事業で施行しております林道桑原河内線、青谷町でございますけれども、林道桑原河内線開設工事におけます市の負担金について補正をお願いするものでございます。事業費が 2,500 万円で、こちらの負担割合が 7.5% ということで 187 万 5,000 円をお願いするものでございます。

その下、事業別概要 57 ページ下段でございます。林業・木材産業強化総合対策事業費でございます。1,557 万 3,000 円の補正をお願いするものでございます。地域材を利用いたします用瀬町内の木材加工流通業者に対しまして、搬送設備、いわゆる木を送り出す設備ですけれども、こちらの設備整備を支援したいと考えております。事業費 2,076 万 4,000 円の補助率 4 分の 3 でございます。負担割合は国 2 分の 1、県 6 分の 1、市 12 分の 1 合わせて 4 分の 3 でございます。ウッドショック等の影響によりまして、国産木材の需要が高まっております。その中で建築用木材の生産加工能力を集中的に強化するために、加工に関わる生産目標が県目標を上回る加工業者に対しまして、令和 4 年から 7 年の 4 年間に時限的に県・市においてかさ上げを実施したいということで、今回は補助率が 4 分の 3 とさせていただいたところでございます。

続きまして、1 ページ行きまして事業別概要 58 ページ上段でございます。森林産業イノベーション推進事業でございます。全体で 1,308 万 3,000 円をお願いしております。1 つ目が補助金でございますけれども、ICT 等の先端技術を活用いたしまして、木材の新しい流通・販売システムを構築する事業者を支援したいと考えております。事業内容といたしましてはインターネット上で木材市場を構築する費用及び現地で集積いたしました木材をスマホ等で撮影いたしまして、その木材量を検測する電子検寸システムの導入に要する経費を支援するものでございます。伐採した木材を山土場で検寸いたしまして、写真と木材量をインターネット上の木材市場に掲載いたしまして売買が成立いたしましたら、市場を通さずそのまま山土場から直接搬送すると、そういうことで経費の削減と新規顧客の獲得を目指したいと考えております。

2 つ目が委託費でございます。1,033 万 6,000 円お願いしております。既に

実施されております航空レーザ測量があるんですけども、そちらのうち、データ解析の終了していない用瀬地内の約30ヘクタールについて解析を行いまして、地形や樹木の森林情報のオープンデータ化を図るものでございます。今後、このデータを利用いたしまして森林境界の確認や森林経営管理への利用を予定しているところでございます。

資料1は1ページ行っていただきまして10ページになります。事業別概要は58ページ下段となります。コミュニティ助成事業費でございます。補助金250万円お願いしておるものでございます。宝くじの社会貢献広報事業でございますコミュニティ助成事業によりまして、気高町酒津漁港公園におきまして複合滑り台、スプリング遊具、ベンチ等の整備を支援するものでございます。

林務水産課は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 農村整備課坂本です。農村整備課に関わる部分について御説明を申し上げます。お手元の資料でいきますと、資料1の11ページになります。それと資料2は5ページに農道舗装補修等事業費の簡単な説明をつけておりますのでそちらも御覧いただければと思います。まず、農道舗装補修等事業費の補正でございます。予算書は37ページ、事業概要は59ページ上段になります。補正額は625万1,000円です。これは用水路の不具合を修繕するものです。内容といたしましては、資料2の5ページに書いております農業用水路修繕八日市地区ということで、河原の八日市地区のスライドゲートの劣化によります動作不良を修繕するものでございます。さらに農業用水路修繕ということで、国府町上荒舟地区の農業用の用水管がございまして、こちらのほうが損傷いたしておりまして漏水が甚だしいということで、こちらの修繕を行うものでございます。さらに農業用水路復旧ということで、これは鹿野町の鷲峯・古仏谷地区2か所になりますけども、今年の雪解け後に地盤が脆くなっておりまして、山際の用水路に崩れてきております。こちらを水路も一部壊れておりますので修繕するものでございます。

続きまして、コミュニティ助成事業です。予算書は37ページ、事業別概要は59ページ下段になります。補正額は250万円です。先ほど林務水産課からの御説明もございましたが、それと同じ事業で、こちらのほうは大塚地区の農村公園において地元が主体となりまして公園遊具の設置を行う事業について、一般社団法人自治総合センターのコミュニティ助成、いわゆる宝くじの売上げを原資とした助成事業になりますけども、こちらを活用して行われる、大塚集落ではスプリング遊具、それからラダー遊具、うんていのようなものですけども、それからストレッチベンチ等の設置を計画されております。こちらを助成するものでございます。

続きまして、危険ため池廃止事業費です。予算書は39ページ、事業別概要は60ページになります。こちらは危険ため池の廃止工事ということで、ずっとやってきておりますけども、河原町水根地区にございます大庭谷ため池の工事、今やっておりますが、当初想定していた地盤よりも堤体の土質が非常に軟弱でございまして、これを盛土としてそのまま使うには適さないということから、土質の改良をいたしまして、また、土砂流出の対策も併せて施すということでそちらの経費を304万1,000円計上させていただくものでございます。

以上でございます。

◆田村繁巳委員長 聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は举手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第100号鳥取クレー射撃場の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に議案第100号鳥取クレー射撃場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。それでは議案第100号鳥取クレー射撃場の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。付議案は21ページでございます。提案理由としましては鳥取クレー射撃場において、銃砲刀剣類所持等取締法の規定による射撃教習を実施するに当たり、その受講料を定めるためであるというふうにさせていただいております。資料2の6ページで新旧対照表もつけておりますので御覧いただきたいというふうに思います。こちらにつきましては、新たにクレー射撃の利用料の別表中に、銃砲刀剣類所持等取締法の規定によります射撃教習の受講料1件につきまして2万6,400円を追加させていただくという内容でございます。

そもそも猟銃の所持の許可を受けようとする方はこの取締法の規定によりまして、教習射撃場において射撃講習を受ける必要がございます。鳥取クレー射撃場は平成30年に教習射撃場としての登録は済ましておりますけれども、その教習を指導する教習指導員が、当時、確保できてなかったということで、現在まで射撃講習というのは実施できておりませんでした。この間、新規で猟銃の許可を得ようとしている方はやむなく米子とか、倉吉、岡山等の射撃場で講習を受けて来られてきたということで、鳥取の猟友会等からも鳥取クレー射撃場での射撃講習の実施の要望等も受けてきたところでございます。このたび猟友会の鳥取地区の協力によりまして、指導員資格を取られた方が1名できたということで、本クレー射撃場における教習射撃場としての要件が整ったということで、改めて受講料を徴収する際の金額をこの条例に追加させていただいて、射撃講習の円滑な運営を図りたいというふうなものでございます。

なお、金額の2万6,400円でございますが、受講者1名が1回、講習で負担する金額でございまして、猟友会さんとも協議をさせていただきながらですけども、南部町にあります米子国際射撃場の受講料というのと同水準の金額というふうにさせていただいております。その中身なんですけども、具体的には座学の講師料6,600円、資料代1,650円、実技講師料1万3,200円、銃の使用料4,950円というようなものの合計額ということにさせていただいております。

本条例改正によりまして教習射撃、ようやく受け入れる体制が整ったということで、ハンターの皆さんの正しい猟銃の操作でありますとか、安全性の講習なんかを通じてしっかりPRをさせていただいて、これからハンターの育成確保につなげていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◆田村繁巳委員長 御説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第107号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に議案第107号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いします。山口課長。

○山口真二林務水産課長 林務水産課山口でございます。それでは別冊でございます。令和3年度一般会計・特別会計補正予算書というこちらの本で説明させていただけたらと思います。パソコンのほうにも表示はさせていただこうと思っておりますが、そちらのほうを見ていただければと思います。

それではこちらで15ページ歳入でございますけれども、森林環境譲与税でございます。予算7,580万9,000円、140万2,000円減の7,440万7,000円となっております。また、併せて歳出でございますけれども、23ページ、森林経営管理事業費の積立金でございます。こちらと同じく140万2,000円の減となっております。森林経営管理事業を実施するための財源でございます森林環境譲与税でございますけれども、こちらは50%が私有人工林面積、20%が林業従事者数、30%が人口により按分されて譲与されることとなっております。今回、最新の数値で計算されまして譲与税額が決定ということになりましたので、本来でありますと議会を招集して行うものでございますけれども、時間的余裕がなかったことから専決処分とさせていただきます、今回承認を求めるものでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

令和4年陳情第5号国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める意見書の提出を求める陳情（質疑）

◆田村繁巳委員長 続きまして、陳情審査に入ります。

令和4年陳情第5号国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める意見書の提出を求める陳情を議題とします。

本陳情につきまして、委員の皆様より御意見ををお願いします。長坂委員。

◆長坂則翁委員 今、一般質問にあったんだけど、実はこの見直しの内容を見ると、この水路なり、畝ですか、があっても5年間に水張りが行われないと対象外という、こういった見直しの主な内容がこの陳情書に記載をされておるんですが、実は関係者の方にお話もちょっとお聞きもしました。それで、実は鳥取の特産品であるアスパラガス、鳥取市の特産品ですよ、アスパラガスの場合は1回作付すると、7年間ぐらい収穫が毎年できるそうです。そうするとこの5年に1回水張りをしなきゃならんということになると、非常に計画が立たない、困ったものですねっていう話をお聞きをしました。実は、私、今、手元に持っておるんですが、これは

14日の一般質問の市長答弁を今、見ておるんですけども、市長の答弁の中にも大豆、麦、飼料用米等の作付支援を、とした本市においても広く定着をしておりますというふうなことも答弁があつとるし、それで、このたびの見直しについては、国は見直しをめぐる生産現場の課題について、今年の7月末までに取りまとめをするというふうなことも考えられているようであります。実はちょっと気になったのは県内の地方6団体においても、この見直しについて国に対して要望も予定しておるといふふうなことも答弁の中で言われておるわけですし、そうなる、ただ単にこの鳥取市議会の文教経済委員会のルールにとどまらず、仮に市議会議長会の中でもそういったことが検討もされておるといふことになればどうなのかなというのを若干思いました。

したがって、確かに国会においても、与党も野党からも見直しに係る意見が出ているものと承知しとるって、市長答弁がそうなおるんですが、もう少し状況を見てみるのか、どうなのかということもあるでしょうし。ただ、私が一番やっぱり思うのには、意見書の提出時期をどの時期が一番有効なのかということをやっぱり判断もする必要もあるだろう。もちろんしっかり調査研究することについてもやぶさかではないんですが、仮に採択をして提出するのであれば、やっぱりそのタイミングの問題が非常に大事になっていふふうなことも考えとるんで、しっかり皆さんの御意見を聞いて判断もしていきたいなっていふふうに思っておるところです。以上です。

◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今回の長坂委員が提出の時期のタイミングが大事じゃないかなってことを言われたんですが、7月末までに国が取りまとめをするとかいう動きの中で、やっぱり今じゃないのかなというふうには私は思います。提出者の鎌谷会長さんがこの見直しの内容を非常に分かりやすく4点にわたって陳情項目に入れていただいているなというふうには思います。さっきアスパラガスの農家の方のお話も紹介ありましたが、ソバ農家の方、あるいは野菜を転作で作っておられる皆さん、みんな同じ思いだと思います。私は意見書を上げることに賛成です。

◆田村繁巳委員長 ほかに。西村委員。

◆西村紳一郎委員 市長の答弁にもありましたし、7月までに現場の意見を聞くということがありますので、農業団体等で声をまとめて上げるということでございますので、そのまとめを待つて国の出方を待つと、ということには継続して審査すべきと私は考えます。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかに御意見ございますか。今のあれというのは、まとまって、要はその時期としては、はい。

◆西村紳一郎委員 まだ、見直し中ということで、見直しがまとまった時点でまた再審議して、ということで、今時点では継審にしたらということなんです。

◆田村繁巳委員長 はい。岩永委員。

◆岩永安子委員 意見、意見です。議会はやっぱり生産者の皆さんの思いを、あるいはその生産されたものを消費する消費者の立場から言っても、国がどういう方向にあるかっていうことで判断するよりも生産者や消費者の皆さんがどういうふうにとらえられるのか、どうしたほうがベター、ベストなのかっていうことを結論が出てからではなくて、やはりそういう状態をキャ

ッチして声を上げることが一致できたら声を上げるっていうのがこの意見書の役割じゃないのかなと私は思うので、国の結論や国の動向とかいうことではなくって、やっぱり全国の1つとして、議会の1つとして、今がそのときじゃないかなと思います。

◆田村繁巳委員長 はい、長坂委員。

◆長坂則翁委員 委員間討論してもいいですか、議論していいですか。

◆田村繁巳委員長 今は、岩永さんの出す時期っていうのが、今なんだと、消費者のことを考えると。ということで、また西村さんのほうはそういう取りまとめをする時期っていうのはこれからなんだという2つの意見が出ているんですけど。

◆長坂則翁委員 いやいや、だからいいですか。委員間討議はしてもいいですかって、了解を求めとるわけだ。

◆田村繁巳委員長 これちょっと諮ります。今、長坂委員のほうから委員間討議をさせていただいてもいいですかっていう了解の話がありましたけども、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 はい、じゃあ、長坂委員。

◆長坂則翁委員 岩永委員に聞きたいんですけども、やみくもに、やっぱりいかにしてこの意見書を採択にさせていただきたいという前提に立てばね、やっぱりしっかり討論もしなきゃならんし、特に言いたいのは、さっきちょっと触れました、これ市長答弁を引用しとるんですけども、県内の地方6団体もそういう動きをしておるということがあるということですが。ですから、地方6団体の動向もしっかり我々も注視しながら、また、この委員会で議論をするときには議論してもいいなって、こんな気もするんですけど、どうですか。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 地方6団体と私の意見はそんなに違いがないと思うんです。なので、地方6団体がそうやって意見をまとめて出されようとしているそのときに、この委員会としても意見がまとまればぜひ出すがいいんじゃないかなと私は思います。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 いや、ですから先ほど言ったようにね、鳥取県内の地方6団体の動向もあるわけですから、それらもそんな先延ばしをされるようなことはないと思うんで、地方6団体っていうのは市議会議長会ですからね、議長も絡む話なんですよ。ですから、ただ単にこの委員会というレベルじゃなくして、鳥取市議会という中での話になると思うんで、もう少し状況も見極めてみてもいいではないか。そんな先延ばしするような話じゃないとは私も思っていますけども、そこ辺りについてどう判断されますか。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 県内6団体が、でも7月末までに国が取りまとめをしようという状況なので、多分そこまでに出来るんだと思うんですけど、私たちが待ってみるというような余裕があるのかないのか、この6月議会しかないんじゃないかなと思うんですが。そうなるそんなに待つというのはどの程度のことを言われるんでしょうか。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 例えば岩永委員が言われるように、例えば今日なら今日の委員会で、それを採決して不採択に仮になったとする。採択されればいいですよ。しかし、一方では6団体の動きもあるんでしょう、今、現実には市議会議長会の動きも。だから、その辺との整合性も考えながらやるということになると、仮にですよ、今日の委員会でなくてももう少し様子を見てみることも私は一つの手法だと思っておりますけど。今日、なら採決をして不採択に仮になったとしたら6団体の関係というのはどう判断されますか。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 討議のあれがちょっとずれとるような気がするんだけど。まず、今日それこそ採決するというよりその前に、西村委員が言ったのはある面ではこれは継続審査の動議というふうに受け取るわけですね、継続審査のね。だから、まず継続の動議が出れば、継続にするかここで議決をするかということも諮ってもらわなあかん。今、雰囲気としては、何かもう先行きすればこれは採択するんだというような前提の中で何か話をしてるような感じがするわけで、先走るような話になってるんで。だから今、西村委員が言ったのは、さっきの地方6団体の話があるわけで、これらの動向を見ないと、最終的に右に傾くような形になるだろうけども、まだ出てないと。だから、今この継続というところで動議というふうには私は理解したんだけどね。

◆田村繁巳委員長 今、継続審査という御意見が出ました。今の御意見を踏まえて委員の皆さんに判断していただこうと思いますので、じゃあ、継続審査に賛成の方、挙手お願いできますか。

[賛成者挙手]

◆田村繁巳委員長 挙手多数ということで、これは継続審査という形で取らせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

これは24日の継続審査ということでもなく、9月に送るっていう話だったですよ。先ほどの継続審査というのは、24日にも委員会あるんですけども、そこに送るということではなくして、9月の委員会に継続していくということによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。

報告第9号繰越明許費繰越計算書について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 引き続きまして報告に入ります。

報告第9号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分の御報告をお願いします。山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。それでは繰越明許費繰越計算書について報告をさせていただきます。付議案の44ページが当部の所管になります。上から4つが農政企画課の所管するものでございます。2月議会の段階でも繰越しについては御説明を差し上げましたが、まず、産地生産基盤パワーアップ事業ということと、低コストハウスによる施設園芸推進事業ということで、それぞれ繰越額を4万9,000円、188万8,600円お願いしております。これは国府町のアスパラのハウス等の事業に係る繰越額ということでございまして、この額について繰越しをしました。それから令和3年度雪害園芸施設等復旧対策事業ということで800万円の

繰越しをしております。こちらにつきましては、施設園芸のハウスでありますとか、堆肥舎、果樹等につきましては、事業が年度中に完了しないということで800万円の繰越しをさせていただいております。

それから、主食用水稻次期作支援事業ということで1億619万7,000円の繰越しをお願いしております。こちらにつきましては反当4,000円の支援をするということでございまして、対象件数2,550件余りを予定しておりますが、補助金のものにつきましては全額を繰越しをさせていただいたというところでございます。

簡単ではございますが以上です。

◆田村繁巳委員長 はい、山口課長。

○山口真二林務水産課長 林務水産課山口でございます。同じく44ページ林業産業費のほうでございます。一番上、森林経営管理事業、こちらのほう2月議会で承認をいただいたものでございます。青谷町におきます森林境界明確化事業等が、地元関係者等の協議に日数を要したために繰越しをお願いしたものでございます。

その下、林道改良事業でございます。こちらのほうは林道安蔵線の事業に関しまして地権者との協議に時間を要したために繰越しをお願いしたものでございます。

その下の林道改良事業は、こちらは1月臨時でお願いさせていただきました令和3年度の国補正1次でございます。こちらにつきましては国の補正事業に対応いたしまして林道改良事業の方側について繰越しをお願いしたものでございます。

その下、森林作業道災害復旧対策事業費でございます。令和3年7月発生の豪雨によりまして作業道が被災いたしましたので、こちらのほうに復旧支援を行うものでございますけれども、復旧工法等について地権者との協議に時間を要したために繰越しをお願いしたものでございます。

その下は県営林道整備事業でございます。2月議会でお願いしたものでございます。県営事業といたしまして林道桑原河内線・籠山線の開設工事に伴う事業負担でございますけれども、県事業が遅延したために繰越しをお願いしたものでございます。

その下が、県営事業整備事業費でございますけれども、1月臨時でお願いいたしました国の補正に対応するものでございます。

ページをめくっていただきまして46ページになります。林業木材産業強化総合対策事業費でございます。高性能機械等の整備を支援するものでございますけれども、新型コロナウイルスの感染に影響しまして、資材等の入手が困難となったために繰越しをお願いしたものでございます。

同じく林業木材産業強化総合対策事業のうちのコロナ克服・新時代開拓省庁分でございます。いわゆる国の補正で、1月臨時でお願いしたものでございます。こちらのほうも高性能機械の支援をお願いするものでございますけれども、国の補正予算に対応いたしまして繰越しをお願いしたものでございます。

その次が水産業費でございます。漁業施設機能保全事業でございます。こちらは12月議会にお願いしたものでございますけれども、機能保全計画を定めました工事の実施におきまして関

係者との協議に不測の日数を要したために繰越しをお願いしたものでございます。

その下、漁港施設機能保全事業のうち、令和3年国1次補正でございまして、こちらのほうが国の補正予算に対応いたしまして、1月臨時会で繰越しをお願いしたものでございますけれども、酒津、船磯、夏泊漁港の機能保全計画に基づく工事に関係しまして繰越しをお願いしたものでございます。

その下、船底等付着物汚泥作業緊急支援事業費でございまして、2月議会で繰越しをお願いしたものでございます。事業者側の燃油高騰等に対応しまして省エネに資するという事で、船底等の塗装等に対しまして支援をするものでございますけれども、事業者等との協議に時間を要したために繰越しをお願いしたものでございます。

この後少しちょっと飛ばしていただきまして、50ページ災害復旧費でございまして、農林水産業施設災害復旧事業費でございまして、令和3年7月発生の豪雨によります被災した林道の復旧のために、適正工期の確保を図るために繰越しをお願いしたものでございます。

林務水産課の部分は以上でございまして。

◆田村繁巳委員長 坂本次長。

○坂本武夫次長兼農村整備課長 農村整備課坂本です。農村整備課に関わる部分で44ページの上から5事業めの経営体育成基盤整備事業から途中、国土調査事業は除きます。8事業めの農業水利施設保全高度化事業までとなります。このうち、危険ため池総合整備事業から2事業と危険ため池廃止事業から3事業につきましては1月臨時議会及び2月議会で御承認をいただいております。年度末までの事業進捗に伴いまして若干繰越額が減額となっております。具体的には翌年度繰越額が地域ため池総合整備事業では92万円、特定農業用管水路等特別対策事業では100万9,000円、危険ため池廃止事業で4,000円、農業基盤整備促進事業で654万5,000円の減となっております。農業水利施設保全高度化事業で536万1,000円の減ということで農林水産事業費、農業費の農村整備課に関わる繰越額といたしましては1億934万7,000円となります。

それで続きまして付議案の50ページ目になります。付議案50ページ目の下から2事業めです、農林水産業施設災害復旧事業です。このうち、農村整備課に関わる繰越額といたしましては、補助災害復旧費の1億7,337万5,000円と単独災害復旧費の5,937万6,000円、合わせて2億3,275万1,000円となっております。繰越しの主な理由といたしましては2月議会等でも御説明のほうさせていただいております。各事業の進捗に併せて行っております。

説明のほうは以上です。

◆田村繁巳委員長 谷口農業委員会事務局長。

○谷口博信農業委員会事務局長 農業委員会事務局長谷口です。そうしますと付議案42ページを御覧ください。42ページ一番下になります。農林水産業費、農業費、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業（コロナ克服・新時代開拓省庁分）ですけれども、こちらにつきましては1月の臨時議会におきまして28万円の補正をお願いしたものでございます。内訳はタブレット1台4万円のものを6ブロックプラス事務局分ということで7台分、これをお願いしたもので

ございます。国の補正に呼応するものでして、現在、令和4年の3月30日に交付決定まで受けております。5月に契約、6月末に納品の予定という格好になっております。以上です。

◆田村繁巳委員長 以上ですかね。はい、御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか、岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません、分からないので。その主食用水稲次期作支援事業、これは10アール当たり4,000円という分ですよ。これはほとんどが繰越しをしているんですが、さっき2,550件補助金が全額繰越しと言われたんですが、これは一体いつどのように支給されるのでしょうか。

◆田村繁巳委員長 山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。取りまとめた事務処理の関係で繰越ししましたが、既にもう支払い手続をほぼほぼ終わっておりまして、現在の進捗率としては、大体対象者の93%ぐらいは既にお支払いができていますという状況でございます。もう少し、百数十件、もうちょっと分からないといいますか、申請が出ていないものがございますが、早めにお支払いができるというふうに思います。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、以上で農林水産部・農業委員会の審査を終了します。執行部の皆さんは御退席ください。

【その他】

令和4年度文教経済委員会行政視察について

◆田村繁巳委員長 その他として令和4年度文教経済委員会行政視察についてに入ります。6月7日の代表者会において、議会運営委員会及び常任委員会の視察について協議した結果、令和4年度の視察については慎重に判断することとし、各委員会に諮ることとしました。これを受けて文教経済委員会としての令和4年度の視察を見合わせることにしたいと思いますが、何か御意見ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 はい。それでは異議がないということですので、令和4年度の視察は見合わせることにいたします。

以上で全ての日程が終了しましたので、文教経済委員会を閉会します。

午後2時30分 閉会

文教経済委員会日程

(議案説明・陳情審査)

日時：令和4年6月16日(木) 10:00～

場所：7階 第2委員会室

教育委員会

◎議案【説明】

議案第 89 号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第3号) 【所管に属する部分】

議案第 97 号 鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第 105 号 工事請負契約の変更について

議案第 107 号 専決処分事項の報告及び承認について 【所管に属する部分】

◎報告

報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について 【所管に属する部分】

経済観光部 (教育委員会終了後)

◎議案【説明】

議案第 89 号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第3号) 【所管に属する部分】

議案第 91 号 令和4年度鳥取市温泉事業費特別会計補正予算(第1号)

議案第 92 号 令和4年鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算(第1号)

議案第 98 号 鳥取市キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 102 号 負担付き寄附の受納について

議案第 103 号 財産の無償貸付けについて

◎報告

報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】

市場再整備事業公募開始と今後のスケジュールについて

第 58 回鳥取しゃんしゃん祭について

砂の美術館第 14 期展示の砂像制作スケジュール等について

農林水産部・農業委員会（経済観光部終了後）

◎議案【説明】

議案第 89 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算（第 3 号）【所管に属する部分】

議案第 100 号 鳥取クレ射撃場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 107 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

◎陳情【質疑・討論・採決】

<新規>

令和 4 年陳情第 5 号

国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める意見書の提出を求める陳情

◎報告

報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】

その他（農林水産部・農業委員会終了後）

令和 4 年度文教経済委員会行政視察について